

産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成23年11月25日
開会時刻	午後 0時59分
閉会時刻	午後 4時29分
出席委員名	◎山根隆司 ○福井輝夫 辻 孝記 広 耕太郎
	品川幸久 上田修一 小山 敏 山本正一
	世古口新吾
	宿 典泰 議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	中野 諭
協議案件	1 消防本部庁舎建替及び倉田山公園整備事業について
	2 伊勢市道路整備プログラムについて
	3 特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例について
	4 伊勢市コミュニティバスの運行について
	5 内宮周辺駐車場の有料化について
	6 伊勢市やすらぎ公園プールについて
	7 伊勢市産業支援センターの指定候補者について
	8 野村町の農業委員会委員選挙区の区域の変更について
	9 一級河川宮川の改修その後の経過について（報告案件）
	10 伊勢市被災者住宅復興資金貸付金利子補給について（報告案件）
	11 国営宮川用水第2期農業水利事業負担金の償還方法について（報告案件）
説明員	産業観光部長、都市整備部長、都市整備部次長
	産業観光部参事、都市計画課長、交通政策課長、基盤整備課長
	商工労政課長、農業委員会事務局長、建築住宅課長、農林水産課長
	監理課副参事 消防長、消防次長 その他関係参与

☆協議経過並びに概要

山根委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「消防本部庁舎建替及び倉田山公園整備事業について」「伊勢市道路整備プログラムについて」「特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例について」「伊勢市コミュニティバスの運行について」「内宮周辺駐車場の有料化について」「伊勢市やすらぎ公園プールについて」「伊勢市産業支援センターの指定候補者について」「野村町の農業委員会委員選挙区の区域の変更について」若干の質疑を行った後、報告案件として「一級河川宮川の改修その後の経過について」「伊勢市被災者住宅復興資金貸付金利子補給について」「国営宮川用水第2期農業水利事業負担金の償還方法について」の報告を各担当から受け、若干の質疑を行った後、協議会を閉会した。

開会 午後0時59分

◎山根委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員ありますので、会議は成立いたしております。

それでは会議に入ります。

本日、御協議願います案件は、お手元に配付の資料のとおり、消防本部庁舎建替及び倉田山公園整備事業について外10件でございます。

消防本部庁舎建替及び倉田山公園整備事業について

◎山根委員長

それでは、「消防本部庁舎建替及び倉田山公園整備事業について」を当局から説明願います・・・都市整備部長。

●宮田都市整備部長

委員の皆様には、大変御多忙のところ産業建設委員協議会を開催していただきましてまことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、先ほど委員長さんから御案内いただきました消防本部本庁舎建替及び倉田山公園整備事業外7件と報告案件といたしまして、一級河川宮川の改修その後の経過について外2件のあわせて11件でございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当部署から説明をさせていただきますのでよろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

はじめにまことに申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。

資料1の4ページをお開きください。

「3 今後の主なスケジュール（予定）」のところでございます。

①のところを「今後、市議会に報告し、協議の上、測量・公園計画全体構想及び公園整備基本設計を進める」という形で御訂正をお願いいたします。まことに申し訳ございません。

再度、すいません、「今後、市議会に報告し、協議の上、測量・公園計画全体構想及び公園整備基本設計を進める」ということでお願いをいたします。

それでは、消防本部庁舎の建替及び倉田山公園整備事業につきまして御報告申し上げます。

資料1を御高覧賜りたいと存じます。

消防本部庁舎の建てかえにつきましては、午前中の総務政策委員協議会におきまして、消防本部から説明があったところでございますが、都市整備部からは、倉田山公園整備事業を中心に御説明申し上げたいと存じます。

はじめに地域防災計画等におけます倉田山公園の位置づけにつきまして御説明させていただきますと存じます。

御承知のとおり、本市におきましては、平成14年4月に大規模地震対策特別措置法にもとづき、旧伊勢市、旧二見町、旧御園村が地震防災対策強化地域に指定され、平成18年4月1日に旧小俣町区域を含む市内全域が指定されました。

また、平成15年12月には「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」にもとづき、県内全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されるなど、大規模地震の発生に伴う被害が危惧されているところでございます。

10ページをお開きください。

伊勢市地域防災計画におきましては、災害時には人的・物的資源が不足するため、自衛隊や警察、消防などの関係機関の応援を円滑に受け入れるための体制を整備するといったところがございます。

その対策といたしまして、市は、国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察、消防、自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や受け入れに必要な対策について検討、実施する。

また、消防の応援につきましては、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるといたしているところがございます。

倉田山公園につきましては、応援機関等の受入場所として検討するといったしております。

す。

13ページをお開きください。

三重県が定めております緊急輸送道路ネットワーク計画におきましても、防災拠点のひとつとして、東海地震、東南海・南海地震活動・物資搬送拠点に位置づけられているところでございます。

14ページをお開きください。

平成21年5月1日策定公表いたしました伊勢市都市マスタープラン全体構想におきましては、非常時の避難拠点としての防災機能強化を進めるといたしております。

それでは、消防本部本庁舎建替及び倉田山公園整備事業につきましての御説明に入らせていただきたいと存じます。

1ページを御覧ください。

消防本部庁舎の建設地は倉田山公園サブグラウンド内とし、敷地面積は2,700平方メートル程度を予定いたしております。

倉田山公園内に消防本部庁舎を建設するには、消防本部庁舎は都市公園法に定められております公園施設ではないことから、都市公園区域の除外が必要となります。

また、都市計画法にもとづきます都市計画の区域変更も必要となってまいります。

都市公園の区域を除外するには、除外する面積以上の公園区域の追加が必要となります。新たに追加することが可能と考えられる区域は、市が財務省からお借りしている都市公園用地に隣接している、市が公園用地と一体的に管理している財務省用地2,700平方メートル程度でございます。位置につきましては、7ページを御覧いただきたいと存じます。

今後、伊勢市都市計画審議会にお諮りすることとなりますが、白色で表示してある区域を新たに公園区域に加え、赤色で表示してある区域を公園から除外したいとこのように考えているところでございます。

3ページを御覧ください。

消防本部庁舎建設及び倉田山公園整備事業の基本的な考え方でございます。

1点目は防災機能を備えた消防本部庁舎とすることでございます。

「①施設規模は延床面積約6,000平方メートルを想定」「②建設地の制約を解消するため多目的ホール、会議・研修室は公園施設とし、消防本部庁舎と公園施設との複合建築物とすること」「③防災公園として一体的に整備することで国土交通省所管の社会資本総合整備交付金の活用ができる道をひらくこと」「④大規模震災時の災害対策活動に支障をきたすことがないよう市の災害対策本部第2指令塔としての機能を備えること」「⑤平常時においては、救急講習、防災学習などが行える体験学習機能を備えたい」とこのように考えているところでございます。

2点目は、防災公園として倉田山公園を再整備することでございます。

①公園整備には、国土交通省の社会資本総合整備交付金を活用すること、②平常時は

スポーツや防災学習の拠点とし、大規模災害時には災害活動の拠点として活用できるように整備すること、③サブグラウンドは伊勢学園側の多目的広場（駐車場）に移し、消防本部庁舎建設地北側を野球場の駐車場に活用すること、④野球場及びその周辺も野球場改修整備にあわせ、可能な限りの整備を行うこと、⑤国道23号と伊勢南島線に通じる園路の整備を行うことを考えているところでございます。

4 ページを御覧ください。

今後の主なスケジュールでございます。

スケジュールの関係から早々に、今後、伊勢市都市計画審議会にお諮りすることとなりますが、市といたしましては、都市計画の変更図書作成に必要となる測量・公園計画全体構想及び公園整備基本設計を実施いたしたいと考えており、これらについては、都市整備部におきまして、倉田山公園整備事業といたしまして、今後、市議会に御報告、御相談の上、進めてまいりたいとそうように考えているところでございます。

なお、伊勢市都市計画審議会に対しましては、12月2日に当市の防災活動拠点として、消防本部庁舎と一体となった防災公園の整備を行うための都市計画公園の区域変更につきまして、あらかじめ御意見を伺いたいと考えているところでございます。

平成24年5月ごろには、国土交通省所管の社会資本総合整備計画の作成を行い、都市計画につきましては、伊勢市都市計画審議会にお諮りし、平成24年9月ごろ公園区域の変更を行い、公園事業につきましては、平成24年度内に土木実施設計を終え、都市計画公園事業の知事認可を受けたいと考えているところでございます。

また、建築敷地の造成は平成25年内に行い、建築工事は平成24年夏ごろ設計に着手し、平成25年内に建築確認を受け工事に着手し、平成28年1月の完成を目指したいと考えております。

以上、消防本部庁舎の建替及び倉田山公園整備事業について御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はありませんか・・・品川委員。

○品川委員

この問題については、先ほどの総務委員会で種々話をされて、聞いておって、私もごもつともだなと思いました。あんまりにも早急で、今説明があつたのでも、もうここをやるんやというふうなことしかなかったわけですが、例えばこの2ページ目の建設候補地の検討結果なんかを見てもみますと、近くにはいせトピアというところがあつて、このところの説明によると、学校、福祉施設等でサイレンの音による生活、教育環境への影響が懸念されると書いてあるのですが、倉田山公園の近くにはもっと学校があるわけですよね。学校はないのですか。皇學館もあそこら辺の近くではなかったのかなと思ひ

ますしね、倉田山中学校もあったんじゃないのですか。こういう文言の出し方はね、前の給食センターありましたよね、あの時の土地の選定と同じですよ。都合のいいことだけ書いて、悪いところは省いてあるというような、こういう説明の仕方は、非常に納得しにくい部分があると思います。例えば今、厚生中学校の横に日赤さんが来ましたよね。あれでもちょっと近隣の方とはサイレンもやかましいのではないかなというような話があったと思うのですよね。こういう出し方をすると、今度伊勢病院さんも新しく建てることになるけど、また同じようなことを書いてせんらんようになるんでね、ここら辺のところは、公平な目で公平な意見をちゃんと書いてくれんとです。例えばいせトピアのときは「市街地から若干離れるが、大幅な出動体制の変更は必要ない。」と書いてあるのですが、倉田山のことにも同じようなことを書くべきであって、それを書いてない。片やこちらは、学校、福祉センター、住宅団地ということを書いてあるけど、倉田山公園は書いてないとか、そこら辺は公平に見てだれもがそうだなという意見を出していただきたいなと思います。

どこの土地をとってもこういうことは引っかかってくるんでね、やめる理由だけに特化してそれを載せるというのは、私はいかがなものかと思っておりますので、そこら辺はちゃんとやっていただきたいと思いますし、例えば倉田山グラウンドが今度整備されるわけですが、ちょっとこれ施設に関する事なので、この間の教育民生委員会で説明があったわけですが、そこまでおっしゃられるのやったら、本当は今度新しく改修するグラウンドですね、どういう防災機能を持たせた計画があったのか教えていただきたいし、グラウンドはグラウンドで、今度消防を建てるからそれが今度そうなんやという、本来なら先ほどもあったのですが、病院とは話をしたのかと、例えばこれやったら教育と話をしたのかということがあるところがあってしかりやと思うのですけれども、そこら辺が全くなくて出てくるということは、非常に段取りが悪いかなと思うのでそこら辺のことだけちょっと教えていただきたいなと思います。

◎山根委員長

消防次長。

●大西消防次長

お答えいたします。まず御指摘いただきました候補地検討についての1案、2案、3案の指摘につきましてはまことに申し訳ございません。

あり方検討委員会におきましては、各項目、それぞれ個々に同じ項目では検討をさせていただきまして、こちらの報告には御指摘ございましたけれども、私どもとしては都合よくとは考えなかったのですが、それをピックアップといいますか、まとめまして記載させていただいたものでございます。以後気をつけさせていただきたいと思います。

いろいろと先ほど御指摘いただいた倉田山公園の近くには、確かに学校はございませ

て、なかなか影響等々のことに関しましては当然距離等も鑑みて、我々が考えたところ
でございます。

教育との話に関しましても、当然野球場の整備というのが25年オープンというのは
承知しておりますので、教育とは話はさせていただいたところでございます。

グラウンド等の使い方等については、今後もう少し詳細に詰めていきたいというふう
に考えております

いずれにいたしましても説明の仕方に関しましてはもう一度考えさせていただきたい
と思います。以上でございます。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

それと今後これはいろんな難題を越えていかないかんね。都市計画審議会も越えやな
いかんし、例えば財務省の話も出ていましたけれども、私気になっていたのが、この間
財務省の話、グリーントピアの話でちょっと苦い思いをさせられたのでね、非常に信用
ならんなと思っておるのですが、それが財務省と話を丸ごと買い取ってくれという
話になれば財源もいるわけでしょ。ひょっとしたら貸してくれるかもわからん。そこら
辺が全くわかりませんよね。そこら辺は、部としては詰めて話をされておるのかな。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

財務省につきましては、私ども協議に、五十鈴公園のグリーントピアともども行って
おります。現在財務省の中で、用地につきましては基本は用地買収であるというのが基
本で今交渉を、何とかそれを無償で貸してもらえないかというような交渉をいたしてい
るとというのが現状でございます。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

買収するとしたら大体いくらぐらいかかるのですか。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

単価につきましては、財務省の場合は財務省で鑑定評価をとるといような形になっておりますので、あくまでも公園施設につきましては無償です。消防庁舎に関する部分は今後の協議といような形になっていくところでございます。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

先がわからん話なので、ここであれこれ言っても仕方がないので、逐一ね、こういうふうなことになるということがわからないと、協議会を開いていただいてもなかなか話ができないので、そこら辺のことはよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎山根委員長

他にございませんか・・・小山委員。

○小山委員

私もちょっとお尋ねしたいと思ひますが、私も都市計画審議会の委員なのですが、そこでいつも申し上げていることなのですが、伊勢市全体の都市計画をちゃんと定めて、それにもとづいて伊勢市全体のまちづくりを進めていくべきなのですが、しかし現実には、計画が古いために民間が先に開発してしまつて、それを追認するよな格好で、現状にあわせた土地計画の変更をその都度、その都度しているといようなことで、ちょっとお粗末な状態なのですが、今回もここは都市公園に指定しているところなのですが、それをまた一部解除してこういった消防本部を持つてくるということにつきましてどんなふうな認識なのかちょっとお聞かせください。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

基本的には伊勢市都市マスタープランでも防災公園といような形で避難場所といような形がメインになっておりますが、位置づけをさせていただいているといようなところでございます。

公園につきましては、防災公園といのは、消防庁舎と一体となつて公園を整備する

というのが、防災公園の基本的な考え方であるというふうなところで、それについては、都市計画の公園というふうな、基本は隣接しということですので、この場合でいきますと今度追加するところに消防庁舎を建てる。それでそこが利用上、アクセスの問題がありますので、それを交換するというで、そのような意味で一体的な公園というふうな形で考えているところでございます。

◎山根委員長

小山委員。

○小山委員

そのね、私が認識しておった防災活動拠点というのは、小中学校とか同じように非常時の避難拠点というふうな認識だったのですが、そこに消防本部というのはちょっと私も想定外だったのですが、別にその辺は問題ないのじゃないでしょうか。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

まず避難場所には位置づけられておると、倉田山公園につきましてはですね、震災時の第1次避難場所というふうな形で地域防災計画では位置づけられております。

防災活動につきましては、三重県の地域防災計画及びそれに関連いたします緊急輸送道路のネットワーク計画の中で東海・東南海・南海地震でのそういった防災機関の活動拠点であるというふうな位置づけがなされているところでございます。

したがって倉田山公園は避難の場所と防災関係機関がそこで活動する場所というふうな形の位置づけになっているというふうなところでございます。

◎山根委員長

小山委員。

○小山委員

7月の総務政策委員協議会で移転したいという話を聞いたときにどこがいいかなというふうな私もちょっといろいろ想定しておったのですが、この案1、2、3とありますが、これ以外に例えばこの場所からもうちょっと南西側の同じ国道筋の土産物屋さん跡地なんか、ここだったら都市計画公園の区域変更をするまでもなくできるのではないかなというふうに思ったこともあるのですが、そこは何かまずい条件というか、あわない、不適格のようなことでもあるのでしょうか。

◎山根委員長
消防次長。

●大西消防次長

今言われている土地に関しては、旧「はくたか」と付近の土地ということで理解してよろしいでしょうか。そこも当然私らもいろいろと調べたところもございます。その土地に関しましては、私そこは火災のときに予防課で原因調査をして周囲も歩いたこともございますので、私の認識としては真四角な土地ではない、角地が非常に多い、角張った土地で面積の割には有効に消防活動上使いにくい土地であるのではないかというふうに考えております。

またもう1点は、裏が崖ということで倒壊の危険もあるのかなというところもございまして、最大の問題としては国道23号線に接しておりまして、信号交差点のところではありません。よって一方方向しか出場できないということで、そこであれば宇治方向等に出場する場合、当然国道23号でUターンというのは難しくございますので、松尾観音のほうを歩いて伊勢警察のほうまで通って、すごく遠い経路になってしまうということで、少し消防活動の拠点としては課題も多いように考えております。

もう1点先ほどの御指摘もいただいた周辺環境のことに関しましても、裏に学校がございまして、前が団地ということも含めて考えていかなければならないというふうに考えております。

◎山根委員長
小山委員。

○小山委員

わかりました。では、この候補地の比較のところでは現場での建てかえということになりますと「敷地面積が少なく、防災機能を付加することは困難である」というふうな記載があるのですが、この移転するここも同じ敷地面積ですよ、2,700平方メートル。同じようなことがいえるのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

◎山根委員長
消防次長。

●大西消防次長

説明がちょっと不足しておりまして申し訳ございません。これは敷地面積が少なく、高くする必要があるということで、この場合もある程度高さを4階、5階とかいった

高さの建物とするしかない、現場所において。そのときに周辺の、特に裏の住宅地でございますが、そこに対して日陰の懸念があるということで高くすればするほど、そういった影響があるから、そういった防災機能をつけていくことが困難であるというふうな説明で、説明が下手かもわかりませんが、要するにあんまり高くできない、上へ伸ばすことができないから、新しい消防にプラス防災機能というのがつけていくことができないというふうな理解でお願いしたいと思います。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

敷地につきましては、こちらの資料にDゾーンというような形で簡単にゾーニングしておいてございますが、そこでおおむね、このエリアも大体9千平方メートル近くはあるのですか、その5,000平方メートルから5,500平方メートルぐらいが平場で活用できると。それで今回は消防庁舎につきましては、赤く、今回都市公園を外そうとしているところに建てるのですが、公園施設であるその防災に関する啓発施設につきましては、公園敷地の中に建設をするというような形で複合建築物というような表現をさせていただいておりますので、一体となって敷地面積としては5,000から5,500はあるというふうなところでございます。

◎山根委員長

小山委員。

○小山委員

そうすると今度の消防本部の延べ面積6,000平方メートルを想定しておるのですが、そのうちの4千平方メートルの消防本部をこの2,700平方メートルの敷地に建設して、残りの2千平方メートル程度の防災施設はDゾーンにという理解でよろしいでしょうか。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

庁舎自体は、消防庁舎と公園施設と一緒に建てるというようなイメージでございます。ですので公園を除外するところだけは、消防の車庫と事務所が建ってくると。この資料のイメージではそのようなイメージになっております。

それから防災の2千平方メートルというのは、公園の区域の中にそれを建設しようというようなイメージで複合建築物というような形で書かせていただいておりますという状況でございます。

◎山根委員長

小山委員。

○小山委員

ちょっと整理をしますと、正味のというか、公園用地ですが、防災設備も建てられる場所も含めた消防本部の敷地としては5,000平方メートルあるというふうな認識でいいわけですか。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

実態はそのようなイメージでございます。ですので他の場所であれば、6,000平方メートルがそのまま消防と防災に関する施設でございますが、公園の中でありますので学習施設ですね、それは公園施設でございますのでそれは公園であるというような認識でここへ書かせていただいているというようなところでございます。

◎山根委員長

小山委員。

○小山委員

ちょっと最後に工程的なことなのですが、デジタル化を三重県下一斉に28年度スタートということですが、伊勢市だけ例えば1、2年遅らせるということは、それは不可能な話なのではないでしょうか。

◎山根委員長

消防次長。

●大西消防次長

消防・救急無線のデジタル化については、長くなるかも知れませんが、全国の消防隊と交信できます周波数帯域、それと県内の消防本部と共通する周波数帯域、いわゆる共通波といわれる部分と、それから伊勢市消防本部独自で持っています活動波という周

波数、その2つにわけて議論をしておるところでございます、三重県整備といいますのは、その共通波、県内共通波、全国共通波を三重県で整備していこうと。

活動波に関しましては、各消防本部で独自にやっっていこうかと。これは財源等の問題もあって、県下で話し合われたとおりでございます。期限につきましては、これは電波法令等の改正でございます、平成28年5月31日で現在のアナログ式の周波数の免許の許可が切れます。以後その免許はもらえません。つまり28年5月31日までにデジタル化をしないと無線が使えなくなるとそういう中で庁舎等も含めて整備していくわけで、デジタルに関しましては、これは延ばすことはできないというふうに考えております。

◎山根委員長

他にございませんか・・・辻委員。

○辻委員

先ほども各委員から話がありましたが、先日教育民生委員協議会が開かれまして、倉田山公園野球場の関係の話がありました。先ほど品川委員から質問がありました中で、答弁がなかった部分があったと思います。防災的な部分を野球場のほうはどんなふうに考えておるのかというようなのがなかったと思うのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

もともと野球場につきましては避難場所というような位置づけがなされております。それから今、受援施設という形で例えば野球場の前とかは防災の活動の場所となる、グラウンドも使えるというような形でイメージはいたしているというようなところでございます。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

あんまり余分なところへいくといけません、防災倉庫とかいろんなことも含めてまた当然考えられていくわけですが、消防本部がくるということになりますと、先ほど都市公園の除外という部分の話があったかと思えます。除外するということは、区域変更

と先ほど説明がありましたが、何に変更されるのかということと、変更された後の部分の中身ですが、建ぺい率、容積率等はどんなふうになっていくのか教えてください。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

区域につきましては、まだちょっと、ここは高低差がたくさんあるということで測量設計をしてからでないと正確な区域が決まらないということで、今おおむねの位置を示させていただいておるところでございますが、その部分を消防庁舎の施設といたしたい。

防災の関係でも例えば備蓄倉庫とか、学習体験施設、これは都市公園法に規定されております公園施設でございますので、それは公園のエリアの中に建てることのできるというような形でございます。ですのでそういうようなことを総合的に勘案して複合建築物、消防庁舎と防災機能を持った建物として一体的に検討したいというような形でここへ書かせていただいているところでございます。

建ぺい率、容積率につきましては、建築確認は全体の敷地でいきますのでこの約9千平方メートルというゾーン全体が建築敷地にはなります。個別の建ぺい率、容積率につきましては、今都市計画の見直しを行っておりまして倉田山公園自体が今度用途地域から外すと、特定用途制限地域に切り替えるというようなことで10月28日に都市計画審議会で答申をいただいております、今後切り替われば、建ぺい率が60%、容積率が200%という、そのエリアに関しては指定になるというようなところでございます。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

そうすると、消防本部としては説明の中では4千平米、それで防災施設は2千平米というふうな話の説明であったと思いますが、2千平米だから建ぺい率60%といいますと、200%の容積率というのはなかなか厳しい数字ではないかなというふうには思っておりますが。ちょっとその辺のところ、計画からいきますと現在の消防本部が1,288.24平米というふうに前の資料では載っております、今度は3倍以上の建物になるというふうに理解しますし、それにプラスアルファで防災施設の2千平米がまだあるというふうな形で相当大きなものが建つのかなというふうに思っておりますけれども、この辺のところというのは、都市公園の、いくら除外するといっても真ん中に位置するわけですので、その辺のところの整合性をどういうふうに考えているのですか。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

まず、消防庁舎のその赤く塗ったエリアですね、2,700平方メートルを建築敷地と仮定いたしますと、消防施設の建築面積が4千平方メートルですので4千割ることの2,700という形で、大体おおむね150%の容積率になるのではなかろうかなと。それで建ぺい率も60%には、その個々のやつには収まるのではなかろうかなと。ただし、全体でいきますので建築確認を出すときには、建ぺい率はそれこそ10何%とか、20%とかそれぐらいの形になります。容積率もかなり低くなるというような状況になります。そういったことになってくるというようなところでございます。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

容積率、建ぺい率に関しては大体わかりましたけれども、先ほどちょっと言わせてもらった、この公園施設、都市公園から除外するということですので、そのところと、先ほど消防本部の庁舎がどういう構想になるのかわかりませんが、高さがわかりませんが、その辺のところでの公園としての景観も含めた部分というのはどんなふうに考えてみえるのかということを知りたいのですが。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

景観につきましては、やはり都市公園全体の中でイメージをこれからしていくというような形になろうかなと思っております。

◎山根委員長

他にございませんか・・・上田委員。

○上田委員

確認だけですが、検討結果の結果の案3の倉田山公園の中に書いてある新たにサブグラウンドの整備が必要になるというのは、都市公園の中のグラウンドとの関係は・・・、必要があるということで、どうしてもこのサブグラウンドという形が必要でこの公園が

できたということであるがために、サブグラウンドは整備をしなければならないということの位置づけでいいのですか。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

サブグラウンドにつきましては、現在教育委員会で使っているというふうなところでございます。野球場と一緒に使っているというふうなところでございますので、その機能を維持するために、伊勢学園側にその分をさせていただきたいというふうな解釈でいたしているところでございます。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

私が聞いたかったのは、教育に入っていくかわかりませんが、野球場との関連性の中で、サブグラウンドというのは、この中の位置づけの中できちっとしたこういうグラウンドをつくる以上はサブグラウンドもなくてはならないということの位置づけをされているのですかと聞いているのです。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

教育委員会からは、サブグラウンドは必要ということで協議をしてこのような形で今検討をさせていただいているというふうなところでございます。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

もうひとつ聞きますけれども、そうであるのであれば、そういうきちっとわかって目的がきちっとしたものをなぜそのところに候補地を選ぶ必要があるのですか。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

防災公園であるということで、平常時はそういった野球とかですね、グラウンドをスポーツで活用すると、多目的広場ですのでそれ以外もあるかとは思いますが、災害には防災の拠点であるというような位置づけでございますので、ここに防災公園として、消防機能をもった防災公園として整備をいたしたいという形で提案をさせていただいているというような状況でございます。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

そうしたら7ページ目のDゾーンでいいわけじゃないですか。Dゾーンを新たにゾーンとしてつくる以上はね、改めてサブグラウンドを別な用途に変えてしなくてもDゾーンで機能はできるんじゃないですか。

◎山根委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

Dゾーンの新たに追加するところということですが、その点につきましては、起伏もあり、今丘陵地に山林みたいな形になっているところがございます。やはりそれについては消防活動が行いやすいような場所に建設をすることが防災公園の機能強化のひとつであるというような考えでそちらへ配置をしているというようなところがございます。

◎山根委員長

他にございませんか・・・副委員長。

○福井副委員長

他の方たくさん聞かれておりますのでひとつだけお聞きします。

こちらの公園の中で建っていたとして、防災倉庫としてもどうか、そういう部分で建てられるということをおっしゃって見えましたが、野球場をですね、観覧席の下、一部運動場とか、そういうものに使ってみえると思いますけれども、他の部分ですね、ほとんど他の部分の観覧席の下は埋めてしまうような感じですか。それについて。そこ

を防災倉庫として何かつくるとか、そういう考えはございませんか。

◎山根委員長

建築住宅課はおりますか・・・建築住宅課長。

●中上建築住宅課長

副委員長の御質問とは、今度新しく建てかえるメインスタンドの下ということでございますか（「そう、そう、そうです。」と呼ぶ者あり）。メインスタンドの下につきましては、この前に教育民生委員会に教育委員会が御報告したかと思えますけれども、ピッチャーの練習場とか、更衣室、会議室等でほとんどというかすべて用途として使っておりますので、会議室を何かに使うとかそういうことは可能かと思えますけれども、防災倉庫等へ使う用途として今計画には入っていないかと考えております。

◎山根委員長

副委員長。

○福井副委員長

あの平面図を見た限りでは、ピッチングの練習のところとか、更衣室の部分は、その観覧席の部分全体にわたっているわけじゃなかったですよ、その一部だけですよ。だからその半分以上は土で埋まってしまうのではないかなと私は認識をしておるのですが、先日先進地の防災の拠点のところを見に行ったときに、陸上グラウンド等がありまして、その下すべてそういう倉庫に使っています。その中、コンクリートでしきってですね、棚とかラックを置いてしていますけれども、そういうスペースがあるのであれば、土で埋めてしまわずにそういう有効活用をする必要があるんじゃないかなと。新たな建物を建てるのよりはそのほうがいいんじゃないかと思えますのでちょっとお聞きしたいのですが。

◎山根委員長

建築住宅課長。

●中上建築住宅課長

すいません。私の説明がちょっと足りなかったのかもわかりませんが、先ほど私のほうで説明させていただいたのはメインスタンドの部分でございます。

今言われておるのは、内外野とか外野のスタンドの部分かと思えますけれども、現状の設計の中では現在の石積みというのですか、そういう部分というのは何もさわらずに、現状の法面、観覧席になっています土の部分ですが、その部分をコンクリートの階段

状にして観覧席を整備するという事で、下をすべてさわるという計画になってございませんので、空間として確保できないということで、今進めておるところでございます。

◎山根委員長
副委員長。

○福井副委員長

ということは、その部分は既設を使ってあんまり改修をしないと。改修するところだけは、そういう下の有効利用、ピッチングのところを使うというようなことですか。その辺がですね、少しの手を加えることによって有効に利用できるのであれば、他に倉庫をいっぱい建てるより有効に使えるのではないかなと思うものですから、その辺のさらなる検討というのは難しいのでしょうか。

◎山根委員長
建築住宅課長。

●中上建築住宅課長

その回答につきましては、私どもで回答するのはちょっと難しいかと思っております。現状今の内外野のスタンドの部分につきまして、現状、言われるような空間のスペースをつくってということになりますと相当費用がかかるものというふうに考えております。

◎山根委員長
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長
御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

伊勢市道路整備プログラムについて

◎山根委員長

次に、伊勢市道路整備プログラムについての説明を願いたいと思います。
都市計画課長。

●谷口都市計画課長

それでは、伊勢市道路整備プログラムにつきまして御報告申し上げます。

資料2を御高覧賜りたいと存じます。

伊勢市道路整備プログラムは、サブタイトルを「都市計画道路を主とした市内幹線道路の整備方針」といたしております。

1ページを御覧ください。

伊勢市道路整備プログラムは、都市計画道路を主とした市内の幹線道路の効率的・効果的な道路整備を推進するとともに、整備着手時期の目標を示すことにより計画的な土地利用を可能とするため、各路線の整備の重要度を整理し、本市が事業主体となる市道について整備時期の目標、平成24年度から10年間でございますが、それを示すものでございます。

本プログラムの対象となります道路は、都市計画道路をはじめとした幹線道路であり生活道路のような規模の小さい道路は含んでおりません。生活道路の整備につきましては、別途市民の要望等を受け整備を推進してまいります。

なお、本プログラムの内容につきましては、社会経済情勢や事業の進捗状況等の変化を考慮し、3年ごとに検証し、策定後10年で見直しを行うことといたします。

都市計画道路につきましては、未整備路線の必要性について検証を行い、本年8月に全市的に見直しを行ったところでございますが、整備状況は計画延長81.7キロメートルに対し整備済が60.2キロメートルで整備率は73.6%となっております。

また、現在、2.1キロメートルが事業中であり、これらが完成すると整備率は76.3%となります。

2ページを御覧ください。

道路整備プログラムの策定方針でございます。

①整備効果が高い路線や道路が有する機能の評価など、客観的な評価により、幹線道路の整備重要度及び整備時期を設定すること、②伊勢市都市マスタープラン全体構想と整合を図り、都市マスタープランで軸として位置づけられている路線を整備重要度に反映させること、③喫緊の課題である内宮周辺の観光交通対策や伊勢度会都市圏の幹線道路ネットワークの形成など、道路整備にかかる重要施策について、整備重要度に反映させること以上の3つを策定方針といたしております。

策定のプロセスといたしましては、評価路線を抽出いたしまして、交通要因、道路機能要因、重要施策要因からなる評価を行い、ネットワークの連続性を考慮し、整備重要度、高、中、低の設定を行います。

整備時期については、市道のみ、前期着手区間、着手検討区間、着手未定区間の三段階で設定を行います。

3ページは、本プログラムで対象とする路線といたしまして、40区間抽出いたしてお

ります。御高覧いただきたいと存じます。

4ページと5ページは、整備重要度の設定方法でございます。

道路整備の効果は、道路交通の円滑化だけではなく、都市の骨格形成や沿道立地の促進などの市街地形成、災害時の避難路としての機能及び延焼防止機能などの防災上の効果等、多岐にわたります。

このことから、総合評価の方法は、交通要因による評価、道路機能からの評価、市の重要施策からの評価を行い、ネットワークの連続性を考慮した上で、整備重要度の設定を行います。

整備時期の設定は、市が整備を行う市道については、整備重要度を踏まえ、市の財政を考慮した上で、各路線の整備時期の考え方を示します。

また、県道の整備時期につきましては、三重県が本年6月に策定いたしました道路整備方針において、継続と新規着手の事業実施箇所と3年以内に事業着手を目指す事業実施検討箇所からなる道路事業計画を策定することが位置づけられ、平成15年に策定された新道路整備戦略における未着手箇所及び市町等からの要望箇所などをもとに、本年6月に策定された3年間の道路事業計画が、毎年度、更新され公表されることとなりました。

このことから、市といたしましては、重要度の高い県道につきましては、事業主体である三重県に対しまして、新規着手箇所、事業実施検討箇所への位置づけを粘り強く提案してまいりたいとそうように考えているところでございます。

6ページは重要施策関連道路イメージ図、7ページは整備重要度設定フロー、8ページ・9ページは整備重要度総合評価でございます。御高覧賜りたいと存じます。

10ページ・11ページは、市道の整備時期で、おおむね10年以内に事業着手を予定する路線を前期着手路線、前期着手路線の進捗状況により事業着手を検討する着手検討路線、着手時期が未定の着手未定路線の3つに分類をいたします。

しかしながら、将来の財政見通しが不明確でございますことから、ここで示す整備時期はあくまでも目安といたしまして、3年ごとに検証を行いまして必要に応じて時点修正を行ってまいりたいとそうように考えているところでございます。

本プログラムでは、高向神田線、これは旧日赤神田線でございますが、前田小木線、高向小俣線、中村楠部17-1号線を、前期着手路線、着手検討路線といたしておりますので御高覧賜りたいと存じます。

以上が伊勢市道路整備プログラム案の概要でございます。

なお、伊勢市道路整備プログラムにつきましては、12月1日から27日までパブリックコメントを実施し、平成23年度内に策定・公表いたしたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、伊勢市道路整備プログラムにつきましての御説明を申し上げます。

何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はございませんか・・・世古口委員。

○世古口委員

ただいま整備計画についての報告を受けたわけでございますが、財政的な関係もあるし、非常にいろいろと難しい面もあって70%強というような状態であると思います。

都市計画道路について、計画はやっぱり現状を十分反映させ早急に整備をしていただかなければ条件の変化とかが逐次出てきますし、計画が進まないのではないかとこのように私は常々思っておるわけでございまして、計画が進まないことになると塩漬け的な関係になりまして、いろいろと諸条件に拘束が出てくるのではなかろうかなど。特にそういった面で地権者あるいは、また周辺住民に大きな迷惑をかけるような部分が多々あると思います。まあここらも踏まえまして、無理なものについては無理で、これはできるというようなことについては十分精査した中で、やたらと計画を立てるだけじゃなくして整備を進めていただきたいなとこのように思いますので、その辺につきまして考え方をお聞かせ願いたいと思います。

◎山根委員長

都市計画課長

●谷口都市計画課長

都市計画道路につきましてはおおむね3年間をかけまして、伊勢市都市計画審議会で見直しの検討調査をして決定していただきました。

都市計画道路の見直しにつきましては、その必要性や効果というものを、例えば10年もたてばまた変わってしまうというようなところもございます。また政策的な変更もある場合もあります。ですので、都市計画道路の見直しは、これまではいったん決めたらずっとそのままでございましたが、10年ごとに都市計画道路は見直しをするというような形で今取扱いをそのようにさせていただいておりますので、10年たったらまた廃止路線が出てきたり、追加路線が出てきたり、そのときの社会経済情勢とか政策に応じたような形で、柔軟な対応にしていきたいというのが今の考え方でございます。

◎山根委員長

他にございませんか・・・上田委員。

○上田委員

確認ですけれども、8ページの105-1の中村楠部17-1号線ですけれども、これはそ

の上の 104-1 の館町通線の、これとの連結の、この黄色のと白い枠のやつでいいのですか。

◎山根委員長

都市整備部次長。

●高谷都市整備部次長

上田委員御指摘のとおり、これは 17-1 号線と館町通線がつながりまして御側橋へ行くルートでございます。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

再度確認ですけれども、この「高」というのは、恐らく高い形でやるというふうなことですが、やっぱり伊勢市全体、これから平成 25 年の遷宮に向けて一番ネックになるところがそこだということで、いろいろと論議されていると思うのですが、その辺のところでのどのくらいのスケジュール的な、高い扱いをされているのですか。

◎山根委員長

都市整備部次長。

●高谷都市整備部次長

この路線につきましては、非常に重要な線ということで、渋滞対策にもつながるとい
う路線で認識をしております。

今、県と市と一緒に今地元で御説明にあがっているところでございます、県にも整備に向けて、この整備方針にあげていただくように御要望しているところ
でございますので、そういった状況でございます。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

再度、そうしたら伊勢市としてね、この同じ「高」でもいっぱいありますよね、何
個か。そのうちの順位をもうひとつ高いほうにもっていくのか、一番そういう扱いやすい
というか、できることからやっていくのか、それだけお伺い願います。

◎山根委員長

都市計画課長

●谷口都市計画課長

まず市道と県道にわけて考えております。市道につきましては市で優先順位を決めて財源の確保をして、それで取り組んでいきたいというような形でおります。

県道につきましては、あくまでも三重県の道路事業計画というのが、今年度できましたので、その中への位置づけがいきます。まずはそこへ位置づけをさせてもらうというようなことをしてもらうことの提案型の要望・陳情を重ねて、それで初めて県道の事業の着手の検討が始まるというような状況でございますので、その辺を努力させていただきたい、その辺を努力しているというところでございます。

◎山根委員長

他にございませんか・・・辻委員。

○辻委員

都市計画道路ということで話がありましたので、計画をされている道路の優先順位という部分で高・中・低というふうに理解をしております。ただし今これが、こういうふうに出されてしまいますと、今現在日赤が建築をされておりまして、もうすぐ開院されるというふうなことを考えますと、今現在でも旧日赤神田線、今は高向神田線になっていますが、あそこの渋滞と藤社御菌線と八間道路等の渋滞というのが相当あるかと思っております。その辺のところはこの計画で緩和されていくというふうに考えているのですか。

◎山根委員長

都市計画課長

●谷口都市計画課長

実は、この道路整備プログラムにつきましては、16メートルとか、最低でも12メートルとかの幹線道路の整備計画でございます。現在そちらにつきましては、生活道路という形で6メートルクラスとか8メートルクラスですね、そんなような道路は別で行うというような形になっておりますので、そのような位置づけというふうな形になっております。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

幅が狭ければ生活道路という格好でやっていけるというふうなことです、現状を見ておきますと、同じような規模の道路についてもうちよっと考えていかないといけないものがあるのではないかなというふうに思っておるんですね。これ先ほどの説明の中で策定後3年ごとに検証し、策定後10年で見直しをするという話になるわけですね。そのところになると10年間はこれやらないのかというふうになってしまうのですが、その辺はどうですか。

◎山根委員長

都市計画課長

●谷口都市計画課長

説明の仕方が悪かったのかなと思いますが、3年ごとに検証する。それで必要があればまたそれは優先度を高めていくというふうな形でございますので、10年という、全体的な見直しを10年という形で考えております。まあフルモデルチェンジといいますか、この言葉が適切かどうかわかりませんが、全体を見直すのが10年という形です。それで3年ごとにきちんと地域の実状を踏まえて必要であれば優先順位なんかは変えていくという形になってまいります。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

優先順位は、それでわかるのですが、新たに都市計画道路としてね、追加ができないわけですね。その辺はどういうふうに考えているのですか。

◎山根委員長

都市計画課長

●谷口都市計画課長

都市計画道路につきましては大きな道路でございますので、10年に1回ですね、全体の伊勢都市圏の総合交通体系という道路計画をつくり、交通計画をつくり、それにもとづいて交通量の配分をしたりということになりますので、それは10年に1回というような形にさせていただきたいと考えております。

ただ、それ以外で、全体のネットワークを構成する上で補助的なネットワークが必要であるという形で判断されましたら、また別途都市計画審議会へその道路を提案させていただくと、そんなような仕組みで考えているというようなところでございます。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

わかりました。それならそれでいいのですが、そういった部分で実際は、以前森下市長時代に日赤が来るという部分とミタスが来るときにいろいろと交通量の調査をされた。それであのときは問題ないというふうないろいろな話があったわけですが、現状を見ていると相当問題があるというふうに理解をしております。その辺のことを考えるともう少し緩和できるような都市計画道路の計画というのが、もっと必要であろうというふうに思っております。我々が言う部分ではないかも知れませんが、都計審の関係もありますので言えない部分もありますが、そういった部分も今後ですね、当局から配慮をしていただくような形でお願いしたいと思えます。

◎山根委員長
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長
御発言もないようでありますので本件についてはこの程度で終わります。
10分間休憩いたします。

(休憩 午後2時00分)

(再開 午後2時10分)

特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例について

◎山根委員長

休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例についての説明をお願いします。

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

それでは、特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例につきまして御報告申し上げます。

資料3を御高覧賜りたいと存じます。

このことにつきましては、産業建設委員協議会におきまして、これまで2回、本年6月7日、8月29日に御説明申し上げて来たところでございますが、その後、平成23年10月28日に伊勢市都市計画審議会から特定用途制限地域及び特別用途地区の都市計画決定案同意の答申をいただき、また、条例案につきましても、三重県との調整、検察庁との協議が完了いたしましたことから、市議会12月定例会に伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例、伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例を提出いたしたく、本日は、その後の経過といたしまして、修正後の条例案骨子と条例の前提となります都市計画で定める土地の区域及び概要につきまして、御説明申し上げます。

資料1ページを御覧ください。

はじめに「条例案骨子」についてでございます。

特定用途制限地域につきましては、土地の区域及び制限すべき建築物等の用途の概要は都市計画で定め、建築物等の制限は、建築基準法第49条の2の規定により当該特定用途制限地域に関する都市計画に即し、政令で定める基準に従い、市条例で定めるとなっております。

また、特別用途地区は、土地の区域及び概要は都市計画で定め、建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な規定は建築基準法第49条の規定により市の条例で定めるとなっております。

条例案につきましては、建築確認を審査している三重県との協議の結果、より法文に即し、かつ分かりやすい条文とするため、6月にお示しいたしました案から一部修正をいたしております。

後ほど、御高覧賜りたいと存じます。

次に都市計画で定める土地の区域及び概要についてでございます。

特定用途制限地域は、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域、いわゆる白地区域と呼ばれているところでございますが、その全域を6種類の地区にわけ、農用地区域等他法令による制限を前提としつつ、地区ごとの特性や課題を踏まえた土地利用コントロールを行うものでございます。

特別用途地区は、大規模集客施設の立地が可能な用途地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域でございますが、それらに指定する地域のうち、市の中心部以外の地域におきまして大規模集客施設、床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗、アミュー

ズメント施設等の制限をするものでございます。

この特定用途制限地域及び特別用途地区につきましては、平成23年10月28日に、伊勢市都市計画審議会から決定の答申をいただいたところでございます。

次に答申をいただいた特定用途制限地域及び特別用途地区の決定内容でございます。

9ページを御覧ください。

特定用途制限地域でございます。

このページから11ページは、都市計画で定める土地の区域及び制限すべき建築物等の用途の概要でございます。

12ページは参考といたしまして制限の概要とエリアの方針をつけております。

13ページは、総括図でございます。

御高覧いただきたいと存じます。

次に14ページを御覧ください。

特別用途地区についてでございます。

都市計画で定める土地の区域及び概要でございまして、種類、面積、制限内容でございます。

15ページは、総括図でございます。

御高覧いただきたいと存じます。

以上、特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例について、御説明申し上げました。

何とぞ、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようでありますので本件についてはこの程度で終わります。

伊勢市コミュニティバスの運行について

◎山根委員長

次に伊勢市コミュニティバスの運行についての説明を願います。

交通政策課長。

●中村交通政策課長

それでは、「伊勢市コミュニティバスの運行について」御説明申し上げます。

伊勢市コミュニティバス「おかげバス」は、民間のバス路線や駅が近くにない、いわゆる公共交通空白地を解消し、自らの移動手段を持たない交通弱者が、病院や商業施設等への移動手段を確保することを主な目的といたしまして、平成19年4月から運行してきており、現在は、バス車両による6ルートと本年8月から導入したタクシー車両による予約制のデマンド運行3ルートの合計9ルートで運行しているものでございます。

おかげバスの料金につきましては、大人1回200円、65歳以上の高齢者や小学生以下の子供は100円となっておりますが、別のルートに乗り継ぐ場合は、無料で乗り継ぐことができるようになっておりますが、同じルートへの乗り継ぎは別途料金が必要となります。

資料4の2ページを御覧ください。乗継券の見本を掲載していますが、おかげバスを別のルートに乗り継いで目的地に行く場合、最初のバスを降りるときに乗継券をもらい、2回目以降の乗り継ぎでバスを降りるときに乗継券を見せると運賃が無料になるといった方法で御利用していただいているところでございます。

しかしながら、複数のルートが重なるバス停において、行きの降りるときに乗継券をもらい、帰りには行きとは違うルートに乗ってその乗継券を使うといった例がみられ、本来の乗り継ぎではなく往復ではないかとの意見があり、検討の結果、今回乗継券を廃止し1日乗車券を発行したいと考えております。

資料4の1ページの下段、改正後の料金表、網かけした部分の1日乗車券の欄を御覧ください。

1日乗車券につきましては、大人が400円、65歳以上の高齢者、小学生以下の子供が200円となります。

1回の乗車運賃の2回分を払っていただくこととなりますが、おかげバスが1日乗り放題することができます。

おかげバスの利用者は、約7割の方が65歳以上の高齢者で、通院や買い物などに利用されています。このように出かけたときに、病院、買い物などいくつかの用を済ませる場合、同じルートを何回か乗ることになりますので、何回乗っても定額で済む1日乗車券を設定し、少しの移動にも利用していただくなど、おかげバスの利用促進を図ろうとするものであります。

例えば、65歳以上のお年寄りが、片道1回だけ利用する場合は、従来と同じ100円となります。

また、往復1回ずつ利用する場合も、従来と同じ200円となります。

片道のみ利用で次のルートへ乗り継ぐ場合、従来は乗継券で2回目のバス運賃が無料となるため、100円の支払いで済みましたが、新制度では200円となり、このような利用をする方にとっては、負担増となります。

1回乗り継いで往復する場合は、4回の乗車となりますが、1日乗車券の200円を支

払うと、従来と同額となります。

次に、おかげバスのルート変更やダイヤ改正につきましては、これまで毎年4月に行ってきたところではありますが、今回、山田赤十字病院が平成24年1月に船江一丁目に移転することに伴い、改正の時期を前倒しして、1月に改正をしたいと考えております。

伊勢赤十字病院への乗り入れにつきましては、資料4の3ページ・4ページのとおり、御菌ルートと東大淀・日赤ルートの2ルートについて乗り入れをしようとするものでございます。

なお、これまでの山田赤十字病院のバス停については、御菌ルートではバスの回転場が確保できないことから迂回しないこととしております。

その他、二見ルートについては利便性を高めるためのバス停の追加を、東大淀・日赤ルートについては近鉄電車との連絡のための時間変更を予定しており、先に開催された伊勢地域公共交通会議においても承認されたところでございます。

これら運行ルートの変更、ダイヤの変更にあわせ、1日乗車券への変更につきましても、平成24年1月4日から実施したいと考えております。

以上、「伊勢市コミュニティバスの運行について」御説明申し上げます。

何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はありませんか・・・上田委員。

○上田委員

確認をさせていただきます。コミュニティバスの毎月の結果については、各議員には届いております。それによっていろいろな乗車率というのは見ると思うのですが、今の現状の交通対策の中で検証はいつ頃されたのでしょうか。今後の対策の検証はいつされたのですか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

検証は、数字的には毎月しております。総合的には1年集計という形でそれぞれ、例えば今回の場合、台風とかのそういうこととなりますと中止をしたりする便がございますので落ちるという傾向がございますが、その都度数字をお知らせしながら、その月検討をしているところでございます。

◎山根委員長
上田委員。

○上田委員

確認ですけれども、その時にあんまり乗車率が高くあがってこない。それで現状をその状態で市民の声のことも聞きながら運営をされているということですが、このことをすることによって、そういう交通対策の中で、これの利用があがる、またはそういう効率的に使えるという話で判断をされてこういうものが出てきたのかどうか確認です。

◎山根委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長

これまでの御意見、地元の意見を聞いております。

変更をしようとする場合とか、また毎年定期的に各地区に回って各区長さんらにも御意見を伺いながらしております。

またあるいは、運行事業者にも利用を伺いながら将来というか、今後の対策を練っていくということでございます。その都度公共交通会議で提案しているというふうにしております。

◎山根委員長
上田委員。

○上田委員

再度確認しますけれども、こういう1日乗車券とか、いろいろな使い勝手のいい形で考えたことが、その乗車率があがる、市民の利用度合いが有効にいけるという形で考えられていただいたと思います。それが最終的にはですね、こういうことをどんどんしていったってこのコミュニティバスについてはどういう形で進んでいくかというのは、その辺は論議をされながらこういうこともされたのですか。

◎山根委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長

公共交通会議で議論をして、このように地元も含めた議論もしながらこういう結果を出してきております。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

それによって利用があがるかどうかの検討も入っていますかといいましたけれども。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

利用を促進するために努力をしているところでございます。

◎山根委員長

他にございませんか・・・品川委員。

○品川委員

先ほど課長から4月に大体路線変更とかそういうことをやっているというふうな話しを聞いたのですが、どこで意見を聞いてされておるのか教えていただきたいなと思います。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

議論というのは、まず伊勢地域公共交通会議、それで運行事業者、国の組織だとか警察だとかの意見を、これは法律にもとづいて設置されている会議でございますので、そのようなところでも議論をされております。それと地域ですね、地域の代表者からなる地区を3つに分けてその地区の検討会議ということで年に2回ほど開催をしているところで意見の集約をしているところでございます。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

前から私が言っておるのですが、私はこのコミュニティバスというのはもう廃止した

ほうがいいかなと思っておるほうの立場の人間で、ただしそれ以降は、今されておるふるさとみらい会議で、各地区でそういうものを、例えば登録制あったりして交通弱者の方がその登録したところについて、その地区の方が運んでいただけるようになれば伊勢市中隅々まで車が走ることができるんじゃないかと。その分今かかっている老人バスとコミュニティバス1億数千万円が、各そういうみらい会議にもっていけば年間1千万円近い、今1億ですと24地区であったら400万円ぐらい入るのかな、そういうことが全部にいけばその地区で交通弱者を助けていただければ倍のお金を出してもいいかなと思っております。

そんな中で私もいろんな地域で聞きますと、前も言わせていただきましたけれども、例えば今一色の方がこれに乗ろうと思ったら汐合のところまで歩いていかないかんとというような話もさせてもらいました。

この間は滝倉の団地の方とも話をしておったのですけれども、私どもがバスに乗ろうと思うと下まで降りてこないかんと。バスを降ろしてもらったらまた上まで上っていかないかんと。ということはもうバスには乗れへんと。じゃあ上の方までなんでバスはきてくれへんのかなというふうな話もありますよね。そうやって言われればそうかなというふうなことなんですよね。やっぱりそういう地元の意見がちゃんと吸いあがっておれば主要道路を走るだけのコミュニティバスではなくて、もっと細部、あんまり細部に入ってしまうとえらいことになりますけれども、もうちょっと意見を聞いてこちらにも寄れんかなというようなルートの変更ができると思うのですよね。ですから自分ところが主要道路に家が近かった人らは非常に便利に使えるけれども、ちょっと離れた方は非常に難しいようなことになるのかな。ですからこれからどんどん高齢化になって日赤も今度は駅から離れたところにくるわけですよね。当然これもバスの利用も多くなるとすれば、逆に走らせている位置をもうちょっと細分化して、主要道路から少し外れたところに1回寄って入るということも大事になってくるんじゃないかなと思うので、その点はやっぱりしっかりと話していただいて、やっていただいて、せっかく今回こういう案も出されて1日乗っても大丈夫ですよというようなことも出るんですから、サービスのことも考えてそこだけ走ったらいいかなという判断じゃなくて、こういうようないろんなことも考えて取り組まない、何かそこら辺は先ほども出ていましたけれどもだれも乗っていないバスやないかとならんようにね、できれば地元の意見を聞けば、うちのほうへ走らせくれたら乗るよという人はたくさんおると思うんでね、そういうこともどんどん取り入れてやっていただきたいなと思います。答弁はいいです。

◎山根委員長

他に・・・広委員。

○広委員

今の品川委員の質問の関連になるかと思いますが、地区みらい会議でそういったワゴン車とかバンを地区みらい会議で運営してやってもらったほうがより効果的やないか、効率的じゃないかと、私もそれは思うのですね。

そこでひとつ質問ですが、もしもこういったことをする場合に陸運局とか、そういった所で何か問題が生じないのか、それだけちょっと教えてください。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

基本的に料金を取るという体制をとった場合は、そういう運輸局の許可、届出は必要とこのように聞いております。

◎山根委員長

広委員。

○広委員

ということは、地区みらい会議にただでというわけにはいきませんよね。そういったお金をお支払いして、それで運営をしてもらうとそういうことになってきた場合でも直接乗車される方からお金をとらない場合は抵触しないということで、そういうふうに理解してよろしいですか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

現在一部ではあります、沼木地区でそういうことができないかということのみらい会議で議論しております。それについて、私ところの担当もいれてですね、議論を出して、結論はどんな方法があるのかというのを幅広く今検討をしているところでございますので、その辺で協議が進んでいく中で結論を導き出したいと考えております。

◎山根委員長

他にございませんか・・・世古口委員。

○世古口委員

いろいろと意見が出ておりますように私の地区においてもほとんどが空で、乗ってお

っても一人が二人。こういった状況をよく見かけます。非常に経費の面でも問題があるんじゃないかなとこんなように思っております。そしていろいろと利用する方ですか、高齢者の方、いろいろ聞いておられますと、やはりあんまりエリアが広くても行ったら帰りに時間がかかるということでもう少し、コンパクトに市内をぐるぐる回るような感じ、あるいは極端な話をすればスーパーとその辺の町医者へ行けたらそれで用が足せるというような数行きの方が多いわけですわ。そや出そうといったことも十分頭において車の小型化も含めて今後検討していただけたらありがたいなとこのように常々思っておることを報告しておきます。

◎山根委員長

他にごさいませんか。ちょっと暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 3 2 分)

(再開 午後 2 時 3 2 分)

○山根委員長

会議を再開いたします。

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

内宮周辺駐車場の有料化について

◎山根委員長

次に、内宮周辺駐車場の有料化についての説明を願いたいと思います。
交通政策課長。

●中村交通政策課長

始めに資料の配布が遅れましたこと、まずもっておわび申し上げます。

それでは内宮周辺駐車場の有料化につきまして、御説明申し上げます。

本日は、宇治浦田街路広場、五十鈴川河川敷を有料駐車場として運営するための駐車料金や駐車場運営の考え方について協議をお願いするものであります。

まず、資料 1 ページを御覧ください。

1 番の駐車場の名称についてでございます。

駐車場の位置は、2 ページに位置図を添付しておりますのであわせて御覧ください。

今回、有料駐車場として運営いたします場所は、宇治浦田街路広場、五十鈴川左岸河川敷、五十鈴川右岸河川敷となります。

宇治浦田街路広場につきましては、一般的に通称浦田駐車場とか宇治街路広場と呼ばれていますが、正式には豊川浦田線交通広場 浦田交通広場となっています。

今回、名称を決定するに当たっては、今般のカーナビゲーション利用の定着に伴い、カーナビゲーションに対応すべき名称を意識して考えました。

カーナビゲーションを利用される来訪客は、「伊勢神宮」あるいは「神宮」と入力されるのではなかろうかと思われまます。

このため、「伊勢」というキーワードでヒットさせ、浦田駐車場・五十鈴川河川敷駐車場へ誘導させたいと考えています。

また、信頼度・安心度を高めるため、市営という言葉を入れ、名称は『伊勢市営』とつけ、そのあとに、この地区の地名であります「宇治」、そのあとに整理番号をつけたいと考えております。

具体的には、宇治浦田街路広場を「伊勢市営宇治第1、第2、第3、第4駐車場」とし、五十鈴川左岸河川敷を「伊勢市営宇治第5駐車場」右岸河川敷を「伊勢市営宇治第6駐車場」という名称にしたいと考えております。

次に、2の駐車車両についてでございます。

対象を普通自動車と側車付き二輪車にいたしました。

二輪車につきましては、二輪車専用のゲートをつくる必要があるのと、四輪車スペースを少しでも確保したいことから、対象から外したものであります。

次に、3の利用時間についてでございます。

第1駐車場から第4駐車場につきましては、入庫出庫とも24時間利用できるようにいたします。第5駐車場と第6駐車場につきましては、出庫は24時間としますが、入庫につきましては、4月から9月までの期間は午前7時から午後7時まで、10月から3月までの期間は午前7時から午後5時までに制限したいと考えております。

また、運用として第4・第5駐車場は河川敷であることから、増水の恐れがある場合などは、入庫制限を行います。

逆に年越し等混雑時については、入庫時間を延長して対応したいと考えております。

次に、4の駐車料金についてでございます。

本日お配りした追加資料の3ページを御覧ください。

上段の「運営日別支出額」につきましては、標準的な年度における支出について記載しております。

上段の1行目、駐車場等整備事業費は、現在行っております駐車場の整備工事と来年度に予定しております案内表示等の工事で、5億3千万円を予定しております。

このことにつきましては、後年において、その収入に応じて返済する必要があります。この整備費を10年で償還すると仮定した場合として、2行目に1年あたりの返済額を5千3百万円と想定しました。

3行目の駐車場維持管理・運営費につきましては、平日を含む365日間運営した場合

、渋滞が予想される正月4日間とゴールデンウィーク、8月のお盆、そして土、日、祝日に限って有料化する日を120日間とした場合、さらに混雑が予想される繁忙期のみ有料化する日を80日間とした場合の3パターンを検討いたしました。

365日間運営する場合、7,900万円、120日間の場合、5千6百万円、80日間の場合、5千200万円が必要と考えています。

4行目の観光交通対策事業費につきましては、パーク&バスライドの運営や毎週浦田交差点に警備員を配置するなどの交通対策費として、伊勢地域観光交通対策協議会に負担する額を1億1千万円必要と考えています。

これらを運営日別に集計いたしますと、駐車場を365日間運営する場合2億4,200万円、120日間の場合2億1,900万円、80日間の場合2億1,500万円となります。

従いまして、運営日それぞれにおいて、これ以上の年間収入が必要ということになります。

下段の「パターン別収入額」の表を御覧ください。

12とおりのパターンを記載しております。

収入が支出を上回るパターンとしては、①の365日間運営し、30分毎に100円を加算するパターンと、③の365日間運営し、1時間無料、2時間まで500円、以降30分毎100円のパターンと、⑧の365日間運営し、定額500円のパターンと、⑪の120日間運営し、定額千円のパターンとなります。

②、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩のパターンは、それぞれの条件を変えて検討しましたが、収入が支出を下回ることから、採用は困難と考えています。

また、①のパターンは、料金加算を気にして短時間利用となりがちで、ゆっくりとした滞在がしづらくなるといったことが考えられるため、この料金体系は除外したいと考えています。

次に⑧と⑪のパターンは利用時間にかかわらず定額となるパターンで、長時間利用が増えることが予想され、長時間駐車の影響が図りにくいことと短時間利用者への負担感が強くなると考えているため、この料金体系も除外したいと考えています。

③のパターンは、1時間以内の短時間利用者が料金加算を気にせずに利用でき、1時間を超える利用者には退出を促す効果がありますことから、この料金体系を採用したいと考えています。

資料4ページを御覧ください。

③のパターンの収支表でございます。

駐車場収入として、平成24年度等標準的な年度においては、年間2億6,700万円を見込んでおります。平成25年度、平成26年度については、ご遷宮の影響を考慮し、3億7,300万円と見込んでおります。

なお、平成23年度については、1カ月の運用となるため、2,400万円を見込んでおります。

支出につきましては、平成23年度は初期投資としての駐車場等整備事業費に3億6,600万円、駐車場維持管理・運営費に2,200万、合計3億8,800万円となります。

平成24年度は駐車場等整備事業費に1億5,700万円、駐車場維持管理・運営費に7,100万円、交通対策費に1億2,700万円を見込み、支出の合計は3億5,500万円となります。

以降の支出は、駐車場維持管理・運営費7,900万円と交通対策費1億1千万円、合計1億8,900万円となります。

その結果、一番下の欄、累計収支に示しますように当初に投資した額を5年で返済できるものと考えております。

なお、今回の試算では基金の積み立ては考慮せず計算いたしました。

また、料金システムと電光掲示板につきましては、10年後に更新する必要があることから、それぞれの10年後において、計上しております。

それでは、資料1ページにお戻りください。

市民の方から、内宮にお参りだけした場合とか、おはらい町に買い物に行っただけの場合は無料にしてほしいとの意見がありますことから、特に市民が対象になると思われる短時間利用者への負担軽減を図るため、最初の1時間は無料にしたいと考えております。

そして2時間までは500円、以降30分毎に100円加算する料金体系にしたいと考えております。

具体的には2時間500円、3時間700円、4時間900円、5時間1,100円となるものでございます。

また、午後5時から翌朝7時までに入庫された方は、通常2時間500円を100円で考えております。これは、早朝や夜間に開催される行事を想定したもので、伊勢ヨイ夜ナ、夜桜等の夜間利用者、冬至祭、ついたち参り等の早朝の利用者に対し、負担軽減を行うものでございます。

具体的には、朝7時までに入庫をされた方、あるいは夕方5時以降に入庫をされた方は、2時間100円、3時間300円、4時間500円となります。

また、正月を始めとする繁忙期においては、グリーントピアや進修小学校等をお借りして臨時駐車場の開設を予定しておりますが、その時の料金は手取りの徴収となりますことから、つり銭の受け渡し等のことも考慮し、当面千円を徴収したいと考えております。

浦田駐車場、河川敷駐車場が時間制で徴収することに対し、自動ゲートが設置できず、臨時駐車場が1日1回の料金制により発生する料金との差については、繁忙期に限られることでやむを得ないと考えておりますので御理解賜りますようお願いいたします。

次に5の料金徴収方法についてでございます。

入庫方法は自動ゲート式で、入庫時に駐車利用券を発券し、出庫時に料金を徴収する

方法を考えております。また、浦田駐車場には出庫がスムーズにできるよう事前精算機を設置いたします。

次に6の駐車回数券についてでございます。

これにつきましては、当駐車場を頻繁に利用される方や、お土産店の方が事前に駐車券を購入された場合、割引した券を販売するものであり、100円の券を1組100枚とし9,000円で販売したいと考えております。

このほか料金の免除について御説明いたします。

免除につきましては、地元から公民館利用者に対しての無料の要望もありますことから、営利目的でない宇治公民館利用者については、無料とするものであります。方法としましては、無料精算機を通して免除するといったいわゆる、病院で見かけるような方法を採用したいと考えています。

また、公共性のある場合は、何らかの配慮も必要になってこようかとも考えていますので、その内容によって免除ができるよう対応していきたいと考えております。

さらに、お白石持ちや初穂曳きの伝統行事等により多目的広場として利用しようとする場合につきましては、必要箇所を閉鎖し対応してまいりたいと考えております。

以上、内宮周辺駐車場の有料化につきまして御説明申し上げます。

なお、先の産業建設委員会で御心配をおかけいたしました五十鈴公園グリーントピアの整備につきましては、名古屋の東海財務局から申請を受け付けるとの連絡がありましたので去る11月18日付けで申請を行いました。許可までには事務手続きのため、2週間程度必要と聞いておりますが、早速入札の準備を行っているところでありますので、あわせて御報告申し上げます。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか・・・小山委員。

○小山委員

何点かお聞きしたいと思うのですが、臨時駐車場を含みますこの常設の駐車場が1から6ですね。それと臨時の駐車場。これは自分の意思でどこへでも・・・繁忙期に関してですけれども。その臨時駐車場が営業をしている期間ですが、どこでも好きなところが選べるのでしょうか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

自由にというか誘導によってそれはしますが、それは自由でできます。

◎山根委員長

小山委員。

○小山委員

そうすると、参拝に見えた方がおはらい町を往復、それから内宮さんを参拝して、おかげ横丁でぶらぶらして滞留時間を仮に3時間といたしますと、この1から6に止めた方は700円で済むわけですね。ところが臨時駐車場だったら千円かかると。まあ繁忙期だけとはいえ、すごく不公平感を感じるんですが、止めたほうとしてはね。その辺についてはどんなふうにお感じですか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

現在のところですね、民間等も千円でとっておるという現状をみますとやむを得ないのかなと考えております。

◎山根委員長

小山委員。

○小山委員

ここの駐車場を整備して常設の有料駐車場にすることによって、今その繁忙期のみ千円を徴収しておったのをね、下げることができるというふうなことなんかを言ってなかったですかね。一律1回千円。わずかな期間でしたけれども1,500円という時期もありましたけれども、僕は1,500円なんてとんでもないと思うのですが、この常設化することによって一律千円じゃなくて、これでいうたら例えば3時間が滞留時間であれば、それを700円にすることも考えられると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。ちょっとこの話とそれちゃいまして、臨時駐車場の料金になってしまうのですが。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

現状から1時間無料という考え方をまずさせていただきます。市民の短時間利用者に

対してですね、1時間利用者もそれなりにみえるということで、それなりの負担軽減を図るということからですね、まず1時間を無料ということを考えておきまして、また定額で例えば仮に今提案のありました700円を定額でとろうとすると、それは一律ということになると長時間と、こういうことでいわゆる以前にいつていますAパターン、Cパターンの間をとったと、Bパターンでこの金額を設定させていただいたとこういうことになろうかなと思っております。

○小山委員

まあいいです。

◎山根委員長

他にございませんか。広委員。

○広委員

まずですね、この駐車場の整備事業収支という4ページですね。これを見ますと先ほど説明のありましたように、4、5年間、5年間ぐらいでペイするというかね、インシヤルコストを消費していくということで、なんでこの5年間なのかというのを前にも話をお聞きしました。これは別に10年間でも15年間でも、そういった駐車場の機械ですね、これはそのメンテナンスというのは毎月していくものなのか、それとも1年に1回なのか。まずそれを聞かせてください。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

メンテナンスというのは、内容にもよりますが、それなりに毎日点検いたしますし、1カ月に必要な点検項目、それはかかります。それは委託にするか自分達でするかは別といたしまして、点検は必ず電気等のことでございますので、点検は必要かと思います。

◎山根委員長

広委員。

○広委員

その使われる機械ですね。駐車場の機械ですね。それというのは今までもどこか違うところも当然使っておられるわけで、寿命といいますかね、そういったものは5年間なのか20年間なのか。例えばうちのところは20年以上使っておるよというところもあろう

かと思うのですが、そこら辺の調査をされましたか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

まだ業者が決まっておりませんので一般論的な話になりますが、積算では10年程度ということで考えております。

◎山根委員長

基盤整備課長。

●堀基盤整備課長

すいません、整備のことですので。いろいろと聞き取りをする中で6年程度とか10年程度とかいうことがございまして、今業者は決まっていまいりました。決まった中で、確認をする中で、大体6年とか10年とか、もともと大体は6年ぐらいという話を聞いておりまして、その中で寿命によってはもう少し・・・、6年で壊れるということはなかなかないので、大体10年ぐらいはもつのではないかとということで今考えております。

◎山根委員長

広委員。

○広委員

10年で壊れちゃうんですか。大体ほかのところの使っているやつありますよね。それが10年で壊れてしまうものなのですか。

◎山根委員長

基盤整備課長。

●堀基盤整備課長

外に置いているものがございますし、雨ざらしということもございますので、やっぱりそういう機械ものがございますので、それぐらいの耐用年数ということで伺っております。

◎山根委員長

広委員。

○広委員

最低ということは、10年ぐらいもつのであれば、簡単にいうと私は、この料金体系を見せてもらって、1時間無料と。しかし1時間ではどうしてもですね、どなたか歩いて、そして参拝をして、そして帰ってきて、食事もしてというのは、全然間に合わないというかね、それちょっとでも過ぎたら500円とられるよと思ったら、それは財布のひもも締まってしまうというか、早く帰らないかんでとなってそれが本当に伊勢のためになるんかどうかですな。これ僕は本末転倒かなと思うんですね。やっぱりそれは最低でも僕は2時間ですね。最低でもやっぱり2時間は無料にしないと、というのは、この試算でいうと5年間、最低でも10年間で処理すればいいのであれば半分でええやないかと。そのとる金額ですね。そういうことも考えられると思うんですね。そこら辺でこの5年間でどうしても返さないかん、イニシャルコストを消化しなければならないというか、そういうことを考えたら、10年間と考えたら半分でいいと駐車料金がね。そういう考え方もあると思いますがそこら辺はどうでしょうか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

10年で返すとか、20年で返すとかということではなく、今ですね、結果としてこういう取り方をすれば5年で償還できるということで御説明をさせていただきました。それで例えば資料3ページでございますが、それぞれこの収入不足となっております欄になりますと、例えば今御指摘の2時間までが無料のパターンでいきますと5番になると思いますが、こういう形態をとった場合は単年度で収入が不足するので、いつになっても償還ができないとこういう形になっておりますので御理解願いたいと思います。

◎山根委員長

広委員。

○広委員

償還できないのでしょうか。その収入不足にはなっておりますけれども、仮に観光対策事業で1億1千万円借りますと今言いましたが、収入もあるわけですよ、支出もあれば当然入ってくるお金もあるわけですよ。その基金云々に手をつけないといいますけれども、そんなことではなくて足し算引き算の話だと思うんですよ。それやったらそれでできていくと思うんですが、そこら辺はどうですか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

例えば5番の例で申しますと、収入が1億5,900万円を見込んでおきまして、支出は1億8,900万円となりますので、標準的な年度でいきますと年間3千万円というような試算を内部で検討しておりますので、こういう1億5,900万というような年間で…、すいません、年間の収入をもう一度言います。5番の例でいきますと年間1億5,900万円を見込んでおります。このとき支出は2億4,200万円ですか365日でということになりますので、不足がきて単年度で赤字を生み出すというような格好に試算をそれぞれしておりますので届かないということになります。

◎山根委員長

広委員。

○広委員

ちょっと試算の仕方もちょうと微妙なのですが、いずれにしろ私はこれ全部見せてもらった限りは、5年目からは黒字になってくるわけですね。その7,200万円の黒字、平成29年度には1億5千万の黒字、30年には2億2千万、31年には3億、32年で3億8千万の黒字、こんだけ黒字を出さなきゃいけないのかなと僕は不思議なんですね。民間が苦しんで市が利益をあげていくということ自体、僕は不自然なものですから、これはどう考えても、それを参拝客に押し付けたり、それで伊勢市が利益をあげる。このこと自体もおかしいし、試算の仕方というのもいろいろあるかと思いますが、どう考えても私は最低でも2時間はただにしないといけないということをおっしゃって今日はこれで終わっておきます。

◎山根委員長

他にございませんか・・・品川委員。

○品川委員

広委員から言われましたけれども、黒字やというのであれば、ちゃんとそれをどういうふうにするということを今あなたがたは答弁せんといかないのではないですか。伊勢市がもうかるわけやないんやと。これ渋滞対策に充てていくんやということをちゃんと本論からずれていくのではないですか。ちょっと答弁だけしてくださいよ。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

目的を当然この有料化にはじまりますのは交通の円滑化というのを目指しております、渋滞対策・緩和ということを目標にしております。そのためには当然ながら施設投資もかかってきます。ここではあくまでもこれまでのデータを元に試算をしております、実際にもとづいた数字ではございませんのでそれなりの差は出るかと思いますが、赤字というのは考えにくいのですが、収益のあがった分については、今後交通対策費に充当したいとこのように考えておりますので御理解願いたいと思います。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

これ時間別の料金の例が出ておるのですが、30分から6時間まで書かれておるのですが、大体平均でいくとどこら辺が・・・、こんなに6時間もたぶんおる人はまれやなと私は思っておるのですが、そこら辺はどうですか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

これまでの実績調査をいたしますところ、2時間から3時間以内が多いということがあります。3時間程度ということです。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

そうしますと、ちょっと私わからないのですが、この5番の、例えば先ほど広委員が言われたのですと、3時間いて500円とれますよね。500円でこれだけの収入不足というふうに考えていいわけですか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

そのとおりでございます。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

私は今この臨時駐車場を千円とるのであれば、もともとっておるように、この 80 日という繁忙期があるでしょ。これ繁忙期が 500 円と書いてあるのですが、これ千円とったらいと思うのですよ。80 日で千円とったらこれで 2 億 200 万円が出てくるわけですよ。それで残りの平日、約 280 日間ですか、280 日間を例えば広委員が言われたように 2 時間無料、この 5 番ですね、3 時間 500 円というようなことでやれば十分収入としては補えるんじゃないですか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

今、委員申しましたパターンは検討しておりませんが、そういう変則パターンといえますか、料金平日によつての無料という考え方はありましたが、平日 500 円とか繁忙期に千円とるとこういうパターンは検討しておりませんが、今後この料金今の提案している料金をして、将来的にはそういうことも実績を踏まえた上で宿題的な課題かなと考えております。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

観光をやるのに関して、やっぱり伊勢市としては滞在時間を延ばしたいんですよ。それがやっぱり時間を越えるところこつこつお金が上がっていくということは、ちょっと気ぜわしい気持ちになるんじゃないかなと思います。ですからこれ平日なら 500 円で 500 円以上はとらない。それもまあ時間を決めたらいいと思いますよ。1 日置いていてもそうじゃなくて、正味 5 時間までは 500 円で駐車できますよとしておけば、そんなに問題はないかなと思いますしね。ただ、その繁忙期に関しては今どこの観光地でも同じです。それは臨時駐車場も千円とられるのであれば頭から千円とって、それで収入不足の部分は平日でワンコイン 500 円で、2 時間無料で以降 500 円とということとって

も十分収入が補えるのであれば、そういうことを考えるのもひとつの方法で、ならしで考えていくと逆に、前に僕も、そして先ほど小山委員も言われたように臨時駐車場に止めて千円とられて前の人は1時間の無料で帰ってくるというのはちょっと文句も言いたくなるんじゃないかなと思うので、やっぱりそういうところは柔軟に、今の機械ですとたぶん数パターンのものでできると思うんですよね。何日から何日までの設定で千円ですよということができると思うので、そういうこともちょっと考えていただければね、市民の方も当然私たちもそこへものも買いにいきたい、食事もしたいという人もおるとすればね、特に神宮さんに対して毎日外宮さん内宮さんを参っておる人からすれば、やっぱり急にお金をとられるのはというのもあるんでね、やっぱりそこら辺も含めて、ちょっといろんなことも考えていただきたいなど。何かこう今、ひとつの案を出されてこれでいきたいという話なのですが、いろいろ考える余地はまだまだあるし、そういうことも含めてね、やっていただければいいかなと思いますのでこの程度で終わっておきます。

◎山根委員長

他にございませんか・・・上田委員。

○上田委員

まずいろんな方の出ている中で、臨時駐車場と常設駐車場の考え方の定義、どういう形で臨時という名前をつけるのか、常設という名前をつけるのか、お聞かせください。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

常設の考え方は今日提案している第1から第6駐車場ということになります。臨時については繁忙期に、いわゆる車がそれ以上の、能力がなくなったときに臨時を開放すると。特に正月においては、それでも臨時会場でもだめということになりますのでパークアンドバスライドで違う土地で容量を確保するところといった考え方です。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

その考え方の定義であるとですね、料金体系は逆やと思うんですね。常設があって、料金が決まっておって、それで臨時はそういう繁忙期だけだからこの金額という決め方

をするのが妥当だと思うのですが、先に臨時の金額が決めてあって、後でこの常設は時間によっていくらとかそんな決め方をしていくというのはね。決め方の順序は違うのではないかなと思って確認をしたのですが、千円の臨時というのは、もう固定化されているわけですよ。そうじゃないんですか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

固定化というよりは、以前は1,500円をとっていたときもありますし、千円のときもありますので、その都度臨時での対応ということで。ただことしの正月については千円をとりたいたいというふうに考えております。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

だんだんわからなくなってくるのですが、以前はというのは、ことしからやろうという有料駐車場ですよ。以前の名前というのは、臨時というのはあくまでも繁忙期のときにパークアンドバスをするために宇治の駐車場もお金をとったという形の駐車場の体系ですね。臨時でも何でもないわけです。たまたまその繁忙期の時にパークアンドバスをやることに駐車場がそういうお金を有料化したということであるわけですよ。違うんですか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

先ほど私、料金をとりたいたいと言いましたが訂正させていただきたいと思います。いただきたいということでまずおわび申し上げます。

それと今の臨時というのは、今駐車場がありませんので臨時でやっておるということで、以前も、今後も臨時は臨時ということで御理解願えないでしょうか。

◎山根委員長

都市整備部長。

●宮田都市整備部長

今のお話でございますが、私どもグリーントピアの臨時駐車場のことに関しましては、かなりこの常設のパターンを考える中でも考えておったわけでございます。その中でやはり中途半端なというか、そのときにお金をとりますとつり銭とか人もいるし、経費もかかる。それとあと繁忙期になりますと今でも千円とっておるということでとりあえずこういった形になったものでございます。

あと、またこの問題に関しましては、本当にこの広場ができて以来、平成7年の予算特別委員会、9年とか決算とかいろいろありますけれども、そこら辺から議論されてきたやつでやっとなら具体的に、私どもは遅かったということもありますが、やっとなら具体的にになったものでございますので、その辺は御理解願いたいと思っております。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

理由はわかるのですが、そうするとね、グリーントピアのこの収支のお金、お金かかっているわけですね。それで繁忙期だけの計算ですね。だから常設の今日提案されているものと、これとは別な形で収支計算はされるわけですね。その辺のところのグリーントピアの施設費と先ほどとるお金の収支計算はどういう形になるんですか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

臨時の場合は、御承知のように協議会で運営いたします。もちろんパークアンドバスライドも協議会で運営いたします。そのため、私どもはその負担金、グリーントピアと仮にいたしますと、グリーントピアで得た収入だけでは、パークアンドバスライドは出来ませんので、こちらから今回この浦田からいただいた収入から補てんする負担金を出して、それが1億1千万というふうに平準な年度でいけば、そういう形です。会計は別ですが、そういう交通対策ということにかけましては大きくいえば一緒ということでもあります。また公園の整備ということについては、協議会というよりは本来どちらから、公園整備でやるのがいいのか、交通の対策でやるのかという議論はわかれますが、今回は交通対策でやる、整備するところという形です。以上です。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

私の聞いておるのは、違うのです。ここの内訳で、収支の内訳でかかっているお金、グリーントピアだけかかっているお金と、繁忙期に入ってくるお金と収支計算はあうのですかと聞いておるのです。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

このグリーントピアは臨時でありますので、この会計には入っておりません。別です。

○上田委員

この収支内訳の五十鈴公園グリーントピアと書いてあるのは、これはなんですか。裏の4、このお金はなんですか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

先ほど申しましたように収入はグリーントピアは入っておりませんが、支出、いわゆる整備についてはこちらの市で整備をするということでもあります。

◎山根委員長

暫時休憩します。10分間休憩します。

(休憩 午後3時10分)

(再開 午後3時20分)

◎山根委員長

休憩を閉じ会議を再開いたします。上田委員さん再度質問のところ、収入見込みですね・・・交通政策課長。

●中村交通政策課長

収入の見込みについては、個々に協議会で積算をしておりますが、こちらの支出につきましては特別会計で支出しますが、全体をして見込んでおりますので、個々にグリ

ーントピアで整備費がいくらなので、いくら返すというような単独の計算はしてごさいません。

◎山根委員長
上田委員。

○上田委員

もっとわからんようになってきた。グリーントピアでいくらの収入があがって、この施設に投資したお金との対比を教えてくださいということです。80日ということで繁忙期だけという日数は決まっているわけでしょう。それでその時に、グリーントピアに施設費がかかったお金と入ってくるお金との整合性はどんなんですかと聞いておるのです。

◎山根委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長

今グリーントピア単独で収入がいくらあがるかというのは現在持ち合わせておりません。と言いますのは、臨時駐車場というのは、グリーントピアだけではなく例えば進修小学校だとか陸上競技場とかお借りするとかいろいろございますので、ちょっと単独でやる意味がありませんので、私どもそういう検討はしておりません。できないことはないのですが、そういうようなことは持ち合わせておりません。

◎山根委員長
上田委員。

○上田委員

わかりました。グリーントピアから離れます。それではこの支出額のところの365、120、80と積算されていますよね。この前年度の繁忙期以外に台数としてね、それ以外のときは、どれほどの台数が入っているのか。またこの80日やるときと365日やるときのかかる費用は違うことにならないのですか。この2点お願いします。

◎山根委員長
暫時休憩します。

(休憩 午後3時23分)

(再開 午後3時24分)

◎山根委員長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。
交通政策課長。

●中村交通政策課長

維持管理運営費の差額としましては、この表に書いてあるとおり2,700万円ということで当然ながら365日開けた場合と80日開けた場合との差を、人件費の差となっております。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

ということは、人件費の差で決まってくるという考え方でいいんですよね。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

おおむねそのとおりでございます。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

ということは、そういうゲートとか、それにかかるコストは一緒ということになって、要するに80日ほど開ければというときと365日はそういう施設の中身にかかる費用は一緒ということで判断していいですね。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

そのとおりでいいのですが、ゲートは80日の場合はつけません。グリーントピアに

はつきませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。「グリーンピアの話と違ふんですけど。」と呼ぶ者あり) はい、失礼しました。そのとおりでござひます。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

先ほどもう1点言つた、昨年度のそういう繁忙期以外はどれほどの台数かをチェックされていふかということです。「繁忙期以外といひますと。」と呼ぶ者あり)

◎山根委員長

平日ですね。平日の台数。

○上田委員

満車になつたかどうかという、昨年度、平日。

◎山根委員長

基盤整備課長。

●堀基盤整備課長

昨年度のことでお話をさせていただきますと、細かい台数というのはとつておりません。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

最後にします。とつていないということはほとんど満車状態はなかつたということで計算を恐らくしていくんじゃないかと思うのですが、そうすると365日開ける必要性はないと思ひています。ですから繁忙期だけの対策で私は進むべきやと思ひますので、あとは言ひません。

◎山根委員長

答弁はいいですね。他にござひませんか・・・辻委員。

○辻委員

ちょっと聞かせてください。前回の委員会で今回の駐車場に関しましては内宮前駐車場との関係もありまして、神宮さんとお話の中で、浦田駐車場との料金と同じにするという形になったというふうな報告があったと思いますが、今回この内容で神宮さんとお話がついているのでしょうか。

◎山根委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

これまで神宮さんとは協議をして、事務レベルではこの間御報告申し上げたとおり、料金もこのような方向で、そのときは金額はまだ決まっておりませんが、同額程度にしたいというおおむねの話としては、事務レベルでは終わっております。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

前回、内宮前の駐車場も含めてという形になったものですから。当初私としては 30 分無料がいいというふうな話をしたのですが、神宮さんとの絡みでこういった形で出てきておりましたので、これは今回の形でいいのかなというふうには思っております。

あと確認をしたいのが、先ほどから 1 日の話をされておりましたが、例えばいい加減に 1 日以上、何日も放置したままの車がもし出た場合は、その辺の対策というのはどのように考えてみえるのでしょうか。

◎山根委員長

はい、課長。

●中村交通政策課長

放置された自動車につきましては、伊勢市放置自動車の条例がございますので、それにもとづいてする形になるかと思えます。ただ、それで手続き的にいきますと長期間かかります。例えば 10 日を過ぎた場合には貼り出しを 2 週間出せとかそういうような諸々の日がありますので、この場合有料がどんどん加算されていくわけですので、ちょっと管理の関係で管理人がつけ次第、長期の時には個々にも連絡をとりながら無断でおかれておるような車、不審な車については早期に警察等とも調整をしながら対応をしていかないかなのかなとそのように考えております。

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

先ほどの課長のお話ですと、違法的にずっと置いてある車を判断するときには普通であればその辺の放置車両の場合は、確か撤去するのに大体半年ぐらいかかるかと思うんですね。そのように以前やった覚えがあるのですが、それを考えるとそういったことじゃなくて、今回この有料駐車場としてゲートでやるわけですし、それでその先ほどその管理するところがチェックをするというような話がありましたが、無人のゲートでやっていくことが基本になるわけですから、そのところのチェックというのはナンバープレートは当然チェックせないかんとということになると思うんですね。そのところのチェックの仕方、例えばその辺のところはどういうように考えているのかということと、何日までは止めておってはええわと。1週間なのか10日なのかとか、2、3日なのかとか。普通であれば1日、2日ですよ、この場合は。その辺のところをどこまで考えているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

◎山根委員長
課長。

●中村交通政策課長

いつまでという決めはまだ決めておりませんが、基本的には伊勢市の不法駐車条例にもとづくものになると思いますが、ただ運営上は早い目に、それで要はお金をいただけるかという判断にもなりますので早い目に連絡をとっていかないかと。

ナンバーの照会とか管理については防犯カメラ等を設置して、あるいは24時間人を置いておりますので、その方からの連絡を受けるとこういう形に速やかにしていきたいと。1日以上がいいのか、2日以上がいいのかというところは運営の中で考えていきたいと思います

◎山根委員長
辻委員。

○辻委員

わかりました。その辺は大事なところだと私は思っております、駐車場に止めてですね、特に盗難車両等があった場合とかですね、それがまた放置されたというふうになれば問題になってくるかと思しますので、その辺は条例で定めるのかどうかわかりませんが、この使用のですね、その辺のことも含めてしっかりと検討していただきました

いなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

◎山根委員長

他にございませんか・・・広委員。

○広委員

ちょっと聞き忘れましたので。内宮前の駐車場、宇治橋の前の駐車場の件ですね。私この前初めて聞いたのですが、これ地元の方にあれ以降に説明会とかをされましたか、またこれからされる予定はあるのですか、内宮前、宇治橋前の。

◎山根委員長

課長。

●中村交通政策課長

現在まだ、この間報告を申し上げたばかりでそれ以降まだ神宮さんとも協議をしておりません。ただ地元に対してというのは、また神宮さんとも協議をしながら地元説明をどの辺までやるのかということも含めまして相談して決めたいかなと思っております。

◎山根委員長

広委員。

○広委員

ぜひ地元の方への説明をよろしくお願いします。

◎山根委員長

副委員。

○福井副委員長

今まで多くの方が質問をされた中で共通する部分もございます。品川委員、小山委員もおっしゃっていたように料金の整合性という部分で、例えばグリーントピアが1回ちょっと止めるだけでも千円、他のところはばらばらであると。それとパークアンドバスライド、遠いところへ止めるのに千円という部分もあります。そういうことでやはり整合性をやはり一緒にすべきじゃないかというのが、一応私もそういう気持ちもあります。

それと地元の方にもいろいろ聞いてみました。おはらい町の関連の方もいましたし、それ以外の周囲の方もいました。周囲で営業してみえる方もおります。いろんな方にお話を聞いた中で、やはり観光客の方がみえた時にすごく混雑しているときはとにかく渋

滞の中で来ておるときに本当に千円でも2千円でもお金を出して止めさせてくれるところで早く行けるのであればこんなにありがたいことはないということで、そういう話も実際聞きました。ある民家の方がおっしゃってみえたのは、観光客の方がちょっと止めさせてくれやんかということで、いいよ、止めてきないと。それでその中で帰ってきたときに向こうの人がお礼を出したときに、いやいや、いいんや、いいんやと言うたのですが、2千円でももらってくれということで置いていったというようなこともあります。ということで結構混雑しているときは、地元の人でも千円でもそう高くはないという認識のある方もおるのは事実でございます。そういう意味で混雑時の千円というのはそんなに高いものではないという気持ちもしております。

それと普段の車の少ない時期に松阪・四日市方面の方も結構買い物にこらえる方もいる。その中でちょっと買い物をするのにちょっとお金がかかるとなると、これは来る人も減ってくるだろうということもある中で、そういうことも踏まえながら1つ案を出してみたのですが、例えば宇治浦田駐車場は全部で531台、第1、第2、第3、第4は531台とまります。それから五十鈴川河川敷は第5、第6は988台止まります。それを私の考えの中では、繁忙期と思われる80日ですね、その80日はちょっと止めても千円、それ以外のときは無料、お金をとらない。ただしそれですとずっと置きっぱなしの車がおるといかにということで地元の方でも、ちょっとはいいだろうということでずっと止めてみえるということ防止するためには、1日4時間を越える場合にはそこから料金が発生するというようなこともゲートであれば管理できると思いますので、長時間については、料金をいただくような金額にするということで、とにかく80日については千円をいただくと。それで例えば宇治浦田駐車場の第1、第2、第3、第4の531台を80日のときはいっぱい来ておるとということで、例えば2回転の駐車があったとたら1,062台、五十鈴川河川敷は988台を2回転止めたとしたら1,976台ということで3,038台が止まることになるわけですね。それに1日千円をかけて80日かけると2億4,300万円ほどのお金が出てきます。そういうことで、そういう方法もあるということでひとつ考慮をいただけないものかということですね。

私最初すべて内宮前とかグリーントピアを含めて計算をしておったのですが、内宮前288台の2回転、グリーントピア688台、これは1回転ぐらいとした場合でも、それを全部千円かけて80日かけると3億4,400万円になるというような金額も出てくるのですが、先ほどの交通政策上のことで内宮前は別ということと、グリーントピアもまた別ということであれば、浦田の駐車場の1、2、3、4、5、6のこれだけでも2億4,300万円出てくるということもできますので、そうしますと地元の方の意見の中には、やはり内宮さんは遠くの方が来ていただいたという中でのおもてなしというようなことも含めると、平日はできたら無料、普通ときは無料にという意見があるのも事実でございます。その中でやっぱり一番忙しいときは千円いただくというようなことでそういう普段のときは無料と。ただし4時間を越える場合はなにがしの金額をいただくと

ということであれば、結構お金がかかってくると、そういう整備お金が必要な部分、またこれからの投資の部分に必要であるということであれば、そういう方法もあるのではないかと思いますけれども、これについてちょっとお考えをお聞かせください。

◎山根委員長
課長。

●中村交通政策課長

先ほど品川委員のときにも答弁申し上げましたが、1日千円、日を限ってと。80日ということではありますが、繁忙期でありますので、これはまだ変動する可能性がありますので、我々はそういう中で検討していくのは、やっぱり120日の土日というような形で検討をしていかざるをえないかなという気はしております。ただし今後またいったんこれを実施させていただきまして、そういう駐車パターンを、平日はどのようなパターンで出るのか、それで繁忙期がどういう形で出るのかということもあわせて将来的な検討課題だとは考えております。

◎山根委員長
副委員。

○福井副委員長

いろいろと今日も多く委員の方が案を出されましたけれども、その辺の案も含めて、市からの案も確かに立派だと思いますけれども、それだけじゃなくいろんな案も一度加味しながら考えていただきたいということがあります。

それともう1点ですが、例えば内宮のところの駐車場ですね、あそこのバス部分については、ゲートをつけると高くつくのでつけないというようなこともおっしゃっていただきましたけれども、ここ、内宮前の第2駐車場、バスと一般車両が併用のところがございますよね。ここはどのようなふうにされるのですか。

◎山根委員長
課長。

●中村交通政策課長

内宮の部分については、今後神宮さんと協議の中で決定していくわけですが、先だって委員会でお示ししたとおりのことで現在まだ詳しくは決まっておりません。ただしバスのゲートはつけないと。あれでいきますと第4駐車場と第1駐車場にはゲートをつけるとこういうお話でありますので、内宮ですね、その予定であります。

◎山根委員長
副委員。

○福井副委員長

第2駐車場は一般車両も入りますけれども、ここはどういうふうに一般車両は入りませんか。

◎山根委員長
課長。

●中村交通政策課長

第2駐車場、内宮ですと第1駐車場にゲートがあってその1カ所から入ると。第2駐車場は今現在と変わらずに、今の移動式の柵をそのまま、そういうような形で予定しておりますが。

◎山根委員長
副委員。

○福井副委員長

そこは、手で料金をいただくわけですか、第2駐車場だけは。

◎山根委員長

暫時休憩します。

(休憩 3時42分)

(再開 3時44分)

◎山根委員長

休憩を閉じ会議を再開いたします・・・課長。

●中村交通政策課長

大変失礼しました。内宮前の駐車場につきましては、ゲートが高いということよりは運営のしやすさ、例えばバスがたくさんきたときには、一般駐車場を少なくして動かすというような形の運営をしたく、ゲートをしないという判断をしております、詳細につきましては内宮さんとのさらなる協議を詰めて計画をしていきたいとこのように考

えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます

◎山根委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

他も発言もないようでございますので、本件についてはこの程度で終わります。

伊勢市やすらぎ公園プールについて

◎山根委員長

次に、伊勢市やすらぎ公園プールについての説明を願ひたいと思ひます。
商工労政課長。

●奥野商工労政課長

伊勢市やすらぎ公園プールにつきましては、今年度、有料入場者数1万6,900人を目標に、7月2日から8月31日まで開設をさせていただきました。

本日は、その結果を御報告させていただきたいと思ひます。

それでは、お手元の資料6を御高覧いただきますようお願いいたします。

まず、「1.プールの概要」でございますが、平成23年度は、7月2日（土）から8月31日（水）までのうち、8月13日から8月15日のお盆期間を除く48日間、開設をいたしました。

なお、開設時間や使用料につきましては、平成22年度と同様となっています。

次に、「2.平成23年度プール運営の目標と結果」でございます。

有料入場者数の目標1万6,900人に対しまして、実績は1万3,615人と大きく下回る結果となりました。

庁内で今後のあり方につきまして種々検討を行ってきたところでございますが、「皆様にお示した目標を達成できなかったこと」また「施設の老朽化が進み、平成24年度に運営するにあたっては早々に約530万円の修繕費が必要」であること、さらに近い時期に大規模な修繕といたしまして約4,800万円が必要となる見込みであること等から、やすらぎ公園プールにつきましては、平成23年度で廃止をさせていただきたいと考えております。

ただ、これまでの2年間、子供の笑顔のためにもやすらぎ公園プールを継続的に運営

していけないか、一生懸命取り組みをさせていただいていたところであり、平成24年度1年間に限りまして、近隣のレジャープールに負担金をお支払いし、例えば割引での利用をさせていただけないかなど、廃止に伴う代替策についても検討させていただいているところでございます。

委員の皆様方からも御意見をいただき、今後の方向の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、伊勢市やすらぎ公園プールにつきまして御説明を申し上げます。

よろしく御協議を賜りますようお願いいたします。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようでありますので本件についてはこの程度で終わります。

伊勢市産業支援センターの指定候補者について

◎山根委員長

次に、伊勢市産業支援センターの指定候補者についての説明をお願いします。

産業観光部参事。

●奥野産業観光部参事

伊勢市産業支援センターの指定候補者につきまして御説明申し上げますのでよろしくお願いたします。

伊勢市産業支援センターは、現在、直営で管理運営をいたしておりますが、伊勢市第二次行財政改革大綱の実施計画にお示しさせていただきましたとおり、行財政改革の視点から、民間のノウハウを活用することで専門性を向上させ、より効率的・効果的に施設を維持し、充実したサービスを提供できると考え、指定管理制度への移行を行うものでございます。

それでは、配付させていただきました資料7にもとづきまして御説明申し上げますのでよろしくお願いたします。

まず1の「指定管理者制度を導入する施設」でございますが、伊勢市産業支援センターの施設概要を記載させていただきましたので御高覧いただきたいと思います。

次に2の「指定管理者制度導入の方針」でございますが、平成23年8月29日に開催いただきました産業建設委員協議会におきましても御説明申し上げましたところでございますが、まず指定期間につきましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とさせていただきます。

選定の方法につきましては、非公募で特定の者を指定候補者としたく、指定候補者に伊勢商工会議所を予定いたしております。

非公募の理由といたしましては、『導入指針』における「Ⅳ 指定管理者の選定方法」「2 指定管理者の選定に係る特例措置」に示されております2つの項目に該当するためでございます。

1つ目の理由といたしましては、伊勢商工会議所は、昭和3年に宇治山田商工会議所が設立されてから、これまで伊勢市内にある多くの企業に対し支援を行っておりますことから、産業振興の業務に関しては一定の専門性を有していると判断でき「選定に係る特例措置」の「(1) 選定対象が明らかに限定される場合、③専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定されるとき」に該当すると判断するものでございます。

2つ目の理由といたしましては、伊勢商工会議所の会員数は平成22年度末時点で2,365社となっており、既に市内企業とのつながりがありますことから市内企業に精通しており、また地域経済の発展を目指した活動を行っておりますことから、一層の効果的かつ効率的な支援ができると想定され、「選定に係る特例措置」の「(4) 政策的必要がある場合 地域活力の向上等、市の推進する施策目的に合致する団体で、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認めるものを指定するとき」に該当すると判断するものでございます。

続きまして、3の「選定経緯」でございますが、去る8月29日に開催いただきました産業建設委員協議会におきまして、伊勢市産業支援センターに指定管理者制度を導入する旨の御説明を申し上げ、また9月の市議会定例会で、指定管理者制度の導入のため「伊勢市産業支援センター条例」の一部改正について、御承認をいただいたところでございます。

その後、伊勢商工会議所への申請書類の配布を経て、11月2日に指定申請書の提出を受理した後、事業計画について審査を行ったところでございまして、申請内容により伊勢商工会議所を指定候補者として決定いたしたいと考えているところでございます。

次に4の「指定候補者から提出された事業計画の概要」を御覧いただきたいと存じます。

まず(1)の「事業の実施体制」でございますが、統括責任者を伊勢商工会議所の本来業務との兼務で0.5名、事業責任者を常勤で1名、職員を常勤で2名及び伊勢商工会議所の本来業務との兼務の者を0.5名、企業支援員を3名、創業支援員を非常勤勤務で1名、配置する旨の提案がございました。

次に(2)「事業の実施内容」でございますが、まず①の基本方針といたしまして、

当面は市の事業を踏襲して事業を行いつつも、社会情勢の変化によっては事業の見直しを行い、企業ニーズに沿った事業を実施する旨の提案がございました。

また②の施設の利用料金につきましては、伊勢市産業支援センター条例で定める額とする旨の提案がございました。

③の実施する具体的な事業につきましては、記載のとおり「起業体制の整備に関する事業」他16項目の事業を行う旨の提案がございました。

続きまして3ページ、④の事業の実施方法につきましては、記載のとおり「企業からの相談業務に関する実施方法」他11項目の提案がございました。

「実施する具体的な事業」及び「事業の実施方法」の詳細につきましては、5ページからの別添資料1、及び11ページからの別添資料2に記載させていただきましたところでございまして、後程御覧いただきたいと存じます。

最後に(3)の「指定管理料」でございますが、平成24年度につきましては4,357万3,950円、平成25年度につきましては4,423万4,400円、平成26年度から平成28年度につきましては、4,475万円と提案がございました。

なお各年度で金額が異なりますのは、「浄化槽の保守点検」及び「施設の機械警備の委託」につきまして市が長期継続契約を締結しており、指定管理後も契約期間が満了するまでの間は市が費用を負担する必要があるため、その経費を考慮したためでございます。

資料の説明は以上でございますが、12月定例会におきまして、「指定管理者の指定」を御提案申し上げ、御審議をいただきたいと考えておりますので、あわせて御理解の上、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして御発言はございませんか・・・上田委員。

○上田委員

1点確認します。3番の指定管理料の形ですが再度数字をお知らせください。点検費とか、そういうものがかかるから平成25年、26年と上がっていくということですよ。どれほど市の持ち出しの点検料がいるのですか。

◎山根委員長

参事。

●奥野産業観光部参事

金額の差につきましては、現在警備保障が66万円、浄化槽の保守点検が51万6千円でございます。

◎山根委員長
上田委員。

○上田委員

再度聞きます。この66万と51万が指定管理料にずっと含んでいって、平成25年以降はこれがあるということですか。

◎山根委員長
参事。

●奥野産業観光部参事

先ほども申し上げたとおり産業支援センターの維持管理につきましては、このような他にも委託業務があるのですが、この業務につきましては例えば5年の長期契約を結んでおったりする期間がそれぞれ24年と25年におきましてそれぞれ長期契約の契約が満了になりますことから、その分については市が払いますので指定管理料からは減額された提案が出てまいりまして、26年度以降は両委託契約が満了で切れますのでそれぞれ指定管理者において契約を行って支払っていただくことからこのような差になっておりますのでよろしく御理解のほどお願いします。

◎山根委員長
上田委員。

○上田委員

わかりました。指定管理料というのは、伊勢市が直営でやっておるよりも安くなっていくということだと思っておりますが、これは高くなっていくという原理がちょっとわからないので再度もう1回お願いします。

◎山根委員長
参事。

●奥野産業観光部参事

ちょっと説明があれなんです、委託料がありまして本来は、本来であれば警備保障と浄化槽の保守点検を込みで、他にも委託はあるのですが、込みで指定管理にする場合には4,475万円で指定管理者からの御提案がございました。ただし24年と25年については、要するにそれぞれの委託料を市が払うということでその分が減額した提案がなさ

れているということで御理解をいただきたいと思います。

◎山根委員長

他にございませんか。小山委員。

○小山委員

1点教えてください。この平成22年度までに伊勢市が直営で運営していたときに人件費も含めた年間のランニングコストを。

◎山根委員長

参事。

●奥野産業観光部参事

22年度の実績で申し上げますと一般財源ベースの金で計算しておりますので、決算額の一般財源ベースで申し上げますと、4,428万円でございます。

◎山根委員長

小山委員。

○小山委員

それは人件費だけですか。それともいろんな維持管理費も含めた数字でしょうか。

◎山根委員長

参事。

●奥野産業観光部参事

4,428万円につきましてはすべての経費を含めた額でございます。

◎山根委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。
暫時休憩します。

(休憩 午後4時00分)

(再開 午後4時00分)

◎山根委員長

休憩を閉じ会議を再開します。参事。

●奥野産業観光部参事

訂正をお願いしたいのですが、先ほど22年度の一般財源の決算ベース4,928万円に訂正をお願いします。

◎山根委員長

暫時休憩します。5分間だけ休憩します。

(休憩 午後4時00分)

(再開 午後4時 5分)

野村町の農業委員会委員選挙区の区域の変更について

◎山根委員長

休憩を閉じ会議を再開します。

次に、野村町の農業委員会委員選挙区の区域の変更についての説明をお願いいたします。

農業委員会事務局長。

●日置農業委員会事務局長

それでは、「野村町の農業委員会委員選挙区の区域の変更について」御説明申し上げます。

現在、野村町は伊勢市農業委員会条例におきまして、第3選挙区の区域となっておりますが、周囲を第4選挙区の区域であります小俣町に囲まれております。

また、平成23年5月に、野村町自治会から野村町の行政所管区域の変更についての要望が提出され、同年7月に、小俣町自治区連絡協議会において、野村町自治会の小俣町自治区連絡協議会加入が承認され、同年8月に、北浜地区自治振興会において、野村町の北浜地区から小俣町自治区への変更が報告されました。野村町自治会は、平成23年11月に開催した臨時総会において、再度、小俣町自治区連絡協議会加入の意思確認をされ

、全員の総意で承認いたしました。

一方、農業委員会では、会長及び東大淀町・柏町及び小俣町明野地区の農業委員と協議を行い、実情に合わせ、野村町の選挙区の区域を変更することに特に問題はないものと判断させていただきました。

また、農業委員会委員選挙人名簿に登載されている野村町の農家の方にも説明をし、ご了承をいただいております。

これに伴い、伊勢市農業委員会条例の改正が必要となり、12月市議会定例会でご審議をお願いする予定でございます。

なお、条例改正がお認めいただけましたら、平成24年4月1日から施行し、変更後の選挙区の区域につきましては、次回、平成26年12月に任期満了の農業委員会委員の一般選挙から適用することとなります。

以上、「野村町の農業委員会委員選挙区の区域の変更について」御説明申し上げます。

よろしく御協議を賜りますようお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようでありますので本件についてはこの程度で終わります。

一級河川宮川の改修その後の経過について（報告案件）

◎山根委員長

次に一級河川宮川の改修その後の経過について、報告案件でございますが報告をお願いします。監理課副参事。

●村山監理課副参事

それでは、「一級河川宮川の改修その後の経過について」御報告申し上げます。

6月7日に開催いただきました産業建設委員協議会で御報告いたしました主な内容は、国土交通省により進めていただいている、「宮川床上浸水対策特別緊急事業」の事業進捗状況と宮川左岸高水敷利用計画の策定につきまして御報告させていただいたところでございます。

今回は、宮川左岸高水敷利用計画の策定について、パブリックコメントを実施いたしましたので、その結果についての概要を御報告させていただきます。

資料9を御高覧ください。

「①パブリックコメント実施」の概要でございます。宮川左岸高水敷利用計画（案）についての意見募集を、平成23年8月1日から31日にかけて行いました。

提出された意見とその概要についてですが、提出件数は、19件でございます。

それでは、意見の概要と市の考え方を説明させていただきます。

まず、「浸水対策・堤防（右岸）の補強が先」との意見が2件ございましたが、それに対する市の考えは、宮川右岸の補強につきましても、国に対して早期に施工していただくよう要望してまいります。

次に「自然を回復する」が2件ですが、それに対する市の考えは、治水対策上必要なために、国により堤外民地を買収し河道掘削工事を実施され、この工事により約18ヘクタールの平らな空間が生まれますので、適正な管理のもとで利用しようとするものでございます。森林ゾーンについては、極力広葉樹を残すような間伐を行い、自然観察ができるようにしたいと考えています。

次に「土地の侵食に対する対策が必要、野球だけでなく多様な利用形態を」が1件でございますが、それに対する市の考えは、河道掘削工事の後には平らな空間ができますので、市民が水辺に親しめる空間として子供からお年寄りまで幅広く利用できるように計画を作ろうとしております。

次に「伊勢の地にふさわしい木、名所になる木を植える」が2件ですが、それに対する市の考えは、高水敷には河川法で洪水時に水の流れを阻害するようなものは設置できないという制約がございますので、高木を新たに植樹することはできませんので御理解をいただきたいと思っております。

次に「野球場を4面以上に増設」が1件でございますが、それに対する市の考えは、市内の野球やソフトボールの競技人口は多く、市営の設備の利用度も高く、市議会での意見もあり、4面以上を設置することについては、今後検討していきたいと考えています。

次に「サッカー場を設置」が1件ですが、それに対する市の考えは、サッカー場は市のフットボールビレッジ構想により既に朝熊山麓公園に整備しておりますので、新たな設置は考えておりません。

次に「カフェスペース、バスケットボールコートを設置」が1件ですが、それに対する市の考えは、高水敷には河川法で基礎のあるような建物は設置できないという制約があり設置できません。バスケットコートについては、現在のところ設ける考えはありませんので御理解をいただきますようお願いいたします。

次に「BMXの野外コースを設置」が2件ですが、それに対する市の考えは、高水敷は治水上平面でなければならないため、凹凸のあるBMX用の専用コースを設置するこ

とはできませんので御理解をいただきますようお願いいたします。

次に「ラジコン用の飛行場を設置」が4件ですが、それに対する市の考えは、この場所は市が国からお借りして多目的広場等を整備し、公の施設として市で管理するため、ラジコン機の専用施設としての飛行場の設置は考えておりませんので御理解いただきますようお願いいたします。

次に「スカイスポーツの基地に」が1件ですが、それに対します市の考えは、高水敷等を利用した空のイベントは有益と思われませんが、特にそのための施設を設置することは考えておりませんので御理解いただきますようお願いいたします。

次に「カヌー遊びのできる公園に」が1件ですが、それに対する市の考えは、川の中での舟遊びについては、安全対策に十分配慮して利用していただくのは結構です。

最後に「遊歩道兼管理用道路をサイクリングコース兼ジョギングコースに」が1件ですが、それに対する市の考えは、高水敷内に設置する遊歩道は、本来管理用に使用するために設けるもので、自転車専用の道路としては、想定しておりませんが、健康のため周辺道路等を利用していただきたいと存じます。

以上19件の御意見をいただきました。

主な意見とそれに対する市の考え方でございますが、別紙参考資料に記載させていただいておりますので、後ほど、御高覧いただきたいと存じます。

資料2ページ目をお願いいたします。

次に、②宮川左岸用地進捗状況について、御報告させていただきます。

要取得、1,171筆、42.7ヘクタールに対しまして、契約済が、1,157筆、42.4ヘクタールとなっており、未買収用地が14筆、0.3ヘクタールあります。面積ベースによる進捗率は、99.3%でございます。

未買収の主な理由は、相続問題、養蜂業者の適地等の問題があり、契約ができない状況となっております。

なお、宮川左岸高水敷用地については、土地収用法の事業認定区間には入っておりませんので、任意の買収として国により進めていただいております。

未買収用地の内訳でございますけれども、多目的広場に2筆0.05ヘクタール、スポーツ広場に2筆0.06ヘクタール、森林ゾーンに6筆0.07ヘクタール、遊歩道に3筆0.11ヘクタール、駐車場（B）に1筆0.01ヘクタール、合計で14筆0.3ヘクタールが未買収用地として点在しており、高水敷利用計画に支障が出るのが考えられますので、さらに用地交渉を進めてまいります。

③今後のスケジュールですが、用地買収の状況及びパブリックコメントの意見に対する市の考えをまとめまして、利用計画（案）の修正を行い、本年度中に決定し、産業建設委員協議会に御報告をさせていただきたいと考えております。

以上「一級河川宮川の改修その後の経過について」御報告させていただきました。

よろしくお願い申し上げます。

◎山根委員長

ありがとうございます。この案件は、報告案件でございますが、何か質問があれば御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようでありますので本件についてはこの程度で終わります。

伊勢市被災者住宅復興資金貸付金利子補給について（報告案件）

◎山根委員長

次に、伊勢市被災者住宅復興資金貸付金利子補給について、報告案件の報告をお願いします。建築住宅課副参事。

●奥山建築住宅課副参事

それでは、「伊勢市被災者住宅復興資金貸付金利子補給」につきまして御報告申し上げます。

この「伊勢市被災者住宅復興資金貸付金利子補給」の事業につきましては、平成 16 年 9 月に発生いたしました台風 21 号による被災者の中で、申請のありました 3 件の方に対しまして、利子補給の要綱にもとづき、平成 22 年 7 月まで行ってきたところです。ところが、今年 9 月の台風 12 号で県内に甚大な被害が発生いたしましたことから、今回の被災者に対しましても、県が 3 分の 2 の利子補給を決定したことから、市においても前回と同様に 6 分の 1 の利子補給を行いたいと考えております。

資料（1）の「目的」でございますが、平成 23 年 9 月に発生しました台風 12 号により住宅に被害を受けた方に対し、住宅復興のために必要な資金の借入に係る利子の一部を補給し、被災者の住宅の再建に資することです。

次に（2）利子補給の対象者でございますが、罹災日から 2 年経過日までに、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の貸付を受ける方、又は機構以外の金融機関で貸し付けを受け、住宅の建設・購入、又は補修をする方で、市町が発行する罹災証明書を受けている方となります。

次に（3）利子補給対象建物でございますが、伊勢市内に建設をするか、現に建設されている建物であり、被災者自らが居住し、延べ床面積の過半の部分が住宅の用途に供されている建物となります。

次に（４）利子補給対象借入限度額は、表のとおりとなっております。御高覧いただきたいと思ひます。

住宅を建設又は購入する場合は、罹災証明書で半壊以上の被害を受けた方を、また、補修する場合は 10 万円以上の被害を受けた方を対象といたします。

次に（５）利子補給の期間につきましては、資金の借入の日から 5 年間を限度といたします。

次に（６）利子補給の額でございますが、利子補給期間に被災者が支払う借入金の利子総額の 6 分の 5 に相当する額といたします。

6 分の 5 の内訳は、県の負担が 3 分の 2、市の負担が 6 分の 1 でございます。

以上、御説明をいたしました、（４）の利子補給対象借入限度額が変更になった以外は、前回と同じ考え方となっております。

最後に、今回の利子補給に関する事業費につきまして御説明いたします。

今回の台風 12 号による伊勢市の罹災証明書で半壊以上の該当件数はございませんが、他の市町の被災者が伊勢市に転入し、市内に住宅を建設・購入する場合は対象となります。

そのことから、申請予定者を建設・購入を 2 件とし、補修につきましては、伊勢市の罹災証明書の発行が 59 件でありましたことから 10 件と想定しております。

その内、今年度の事業費につきましては、12 月議会に補正予算を計上させていただきたいと考えております。

以上、「伊勢市被災者住宅復興資金貸付金利子補給」につきまして御報告申し上げます。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎山根委員長

この案件も報告案件でございますが、何か質問がありましたら・・・。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

国営宮川用水第 2 期農業水利事業負担金の償還方法について（報告案件）

◎山根委員長

次に、国営宮川用水第 2 期農業水利事業負担金の償還方法について、報告案件の報告

をお願いします。農林水産課副参事。

●藤本農林水産課副参事

国営事業で整備した宮川用水事業の事業負担金の償還方法について御説明申し上げます。資料11を御覧ください。

はじめに、「事業概要」につきまして簡単に御説明いたします。

国営宮川用水は、「第一期事業」を昭和32年から41年に約39億円をかけて、当時7市町村「伊勢市、玉城町、小俣町、御菌村、多気町、明和町、大台町」、現在では5市町を受益地として事業が実施されました。

事業完了後30有余年の経過とともに、用水施設の老朽化や田植え時期の早期集中化による慢性的な水不足などが生じてきたことから、これらに対応するため、平成7年度から「第二期事業」が計画され、現在実施されているところでございます。

事業内容としましては、最大取水量を第一期の「8.5立方メートル毎秒」から「10.438立方メートル毎秒」に増量し、効率的な用水供給のための幹線水路のパイプライン化、導水路の補修、渇水時の水がめとなる斎宮調整池の造成などが行われました。

総事業費は494億円、工期は当初平成7年度から22年度の16年間でございましたが、途中、予定していました予算が確保できなかったことから工期が延び、平成24年度で完了予定となりました。

なお、工期が延びた間、国直轄事業の負担金制度の変更がございまして、平成22年度事業から営繕宿舍費及び人件費等事務費は市町の負担金の対象外となりましたことから、負担金対象事業費は当初計画の「494億円」から「482億7,200万円」に変わっております。

次に、償還の元となる伊勢市の負担額ですが、負担金対象事業費「482億7,200万円」のうち、市町の負担割合が30分の3で、48億2,700万円となります。この48億2,700万円を各市町の受益面積で按分しますと、伊勢市の受益面積割合が48.2%でございまして23億2,700万円となります。この23億2,700万円が伊勢市の負担すべき金額でございます。

次に、事業負担金の償還方法でございしますが、めくっていただきまして2ページを御高覧いただきますようお願いします。

種々検討いたしました結果、一番負担額の少ない方法ということで国の「予納制度」を利用していきたいと考えております。

この方法は、平成7年度から24年度までの負担額のうち、事業実施済みでございまず平成23年度事業分までの負担額、表でいきますと③の23億100万円を平成25年4月1日に支払うということと、残りの平成24年度事業分の負担額④の2,600万円につきましては、半年後の25年9月30日に一括繰上償還で対応させていただくというものでございます。つまり、ほぼ一括してという形で国へ支払うということでございます。

事業負担金を償還するための資金につきましては、①の地方債12億5,700万円と②

の自己資金 10 億 7,000 万円でまかなうということになりますが、総支払額は、事業費の負担額分 23 億 2,700 万円と 24 年度事業費にかかる半年分の利子⑤の 100 万円、それから地方債償還完了までにかかる利子⑥の 1 億 8,200 万円を合わせ、総額 A の 25 億 1,000 万円となります。

なお、地方債と地方債に対する利子につきましては、交付税措置を受けることができますことから、交付税措置分⑦⑧の計 6 億 4,800 万円を総額 25 億 1,000 万円から差し引きますと市の実質負担額といたしましては、18 億 6,200 万円となるものでございます。

以上、国営宮川用水第 2 期農業水利事業負担金の償還方法について御説明させていただきました。よろしくお祈いします。

なお、この時期に報告させていただきますのは、「予納制度」で償還する場合は、23 年度までの事業費負担額 23 億 100 万円を平成 25 年 4 月 1 日に納付いたしますことから、事務上 24 年度中に支出負担行為が必要なため、平成 24 年度の当初予算として計上させていただきますと思いますので、その点を御理解いただきますようお願いいたします。

以上よろしくお祈い申し上げます。

◎山根委員長

この案件も報告案件でございますが何か御質問がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で、御協議願います案件は終わりましたので、協議会を閉会いたします。

(閉会 午後 4 時 29 分)